

日本司法支援センター 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項

法人名	日本司法支援センター	
評価対象事業年度	年度評価	令和4年度（第5期）
	中期目標期間	令和4年度～令和7年度

2. 評価の実施者に関する事項

日本司法支援センター評価委員会

3. 評価の実施に関する事項

令和5年7月12日に開催した日本司法支援センター評価委員会第75回会議において、日本司法支援センター理事長・監事その他担当者からのヒアリングを実施した。

4. その他評価に関する重要事項

特になし。

日本司法支援センター 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、D)	B : 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況	
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		B		
2. 支援センター全体に対する評価				
支援センター全体の評価	<p>職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上（項目1－1）については、職員の適切な採用・配置、職員の能力の向上、働きやすい職場の実現等に向けた従前からの取組に加え、インターンシップの拡充、異動範囲の地区を限定した職員採用の試行的実施等の新たな試みを積極的に進めた。</p> <p>事務所の存置等（項目1－5）については、高齢者、障がい者等への合理的配慮を的確に行うための取組を実施したほか、出張所、扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所の設置、存続及び統廃合に関し、ニーズ等の把握や関係団体等との協議を行うなどして、必要な検討を実施した。</p> <p>司法アクセス拡充のための体制整備（項目1－6）については、全ての地方事務所において地方協議会を開催するとともに、地域課題を分析し、優先課題を解消する取組等により、民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数に関する指標の目標を達成したほか、迅速な対応が求められた靈感商法等対策に関し、関係機関・団体等と連携しつつ、適切に対応した。</p> <p>適切な情報提供の実施（項目2－7）については、コールセンターの対応件数が過去10年で最も多い件数となり、地方事務所の対応件数も増加したにもかかわらず、利用者満足度調査において高水準の評価を維持することができた。</p> <p>民事法律扶助業務（項目2－9）については、関係機関等との連携、的確な周知・広報活動、電話等相談援助の活用等により、新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度残る中で、出張相談や特定援助対象者法律相談援助の件数を大幅に増加させるなどし、支援の充実や利便性の向上に努めた。</p> <p>犯罪被害者支援業務（項目2－12）については、各地方事務所における弁護士に向けた業務説明・資料提供等や、関係機関等との協議等を積極的に実施し、指標の目標を達成したほか、犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化等により、ニーズに応じて各種支援を適切に提供した。</p> <p>一般管理費及び事業費の効率化（項目3－14）については、人件費の合理化・効率化を進めたほか、経費削減等により、指標である一般管理費及び事業費に関する削減目標を達成した。</p> <p>民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－17）については、償還率向上を図るための事務フローの見直し、各種督促等を的確に実施し、指標である償還率及び償還滞納率に関する目標をいずれも達成した。</p> <p>内部統制の確実な実施（項目5－19）については、各種会議等により情報共有を徹底するとともに、情報セキュリティ対策基準の改正、職員に対する研修や訓練を行うなどしてガバナンス強化に努めたほか、各種監査の的確な実施、小委員会における各種取組等により、コンプライアンスの推進を図った。</p> <p>業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－20）については、広報・周知の目的や対象者等に応じ、適切な媒体を活用しつつ、効果的な広報活動を行い、指標である業務認知度等の目標を達成した。</p> <p>その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。</p>			
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。			

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評定で指摘した課題、改善事項

(項目別評定で指摘した課題、改善事項)

常勤弁護士の採用及び配置（項目1－2）については、常勤弁護士の十分な人数の確保に向けた退職理由等の分析や対応策の検討を行うとともに、常勤弁護士の新規配置が進まない原因等の分析結果や具体的対応策の検討・実施状況等を明らかにすること等が求められる。常勤弁護士の資質の向上（項目1－3）については、その目的に照らし、研修等によって得られた効果を示す方策の検討が求められる。一般契約弁護士・司法書士の確保（項目1－4）については、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が鈍化していることに関し、法的ニーズへの対応に必要な人数を確保するという目標の趣旨を踏まえつつ、引き続き、原因の分析及び必要な対応策の検討が求められる。事務所の存置等（項目1－5）については、司法過疎地域事務所の設置基準を満たす地域への同事務所の設置に向けた取組を積極的に進めるべきである。また、具体的な検討・協議の状況等が明確化されることを期待したい。司法アクセス拡充のための体制整備（項目1－6）については、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が2件以上の自治体数が減少し、同実施件数が1.5件未満の自治体数が増加したことに関し、その改善に向けた取組が求められるほか、今後も、社会的に問題が指摘されている諸課題に適切に対応し、国民の司法アクセス拡充が図られることを期待したい。法教育事業及びその関連事業（項目2－8）については、支援センターからの働きかけやニーズの掘り起こしを行い、法的問題に关心が高くない層を含む幅広い層を実施対象とともに、その効果についても把握・検討することが期待される。司法過疎対策業務（項目2－11）については、法律相談等にデジタル技術を積極的に活用することによって利便性の向上を図り、地域の法的ニーズに的確に対応することが期待される。多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実（項目2－13）については、高齢者・障がい者・外国人に限らず、多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実が期待される。事業の効率化（項目3－15）については、デジタル技術を更に積極的に活用し、業務の効率化を推進することが期待される。業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－20）については、認知度を向上させるため、インターネットの活用、関係機関との連携等による効果的な広報活動が求められるところ、有効な広報媒体・方法等に関する知見は目まぐるしく変化することから、外部の専門的知見を活用し、各広報活動に要した費用及びその効果を分析した上、分析結果を広報活動方針等に反映するなどして、的確な分析に基づく効果的な広報活動を実施する必要がある。

その他改善事項

特に記載すべき事項はない。

4. その他事項

監事等からの意見

特に記載すべき事項はない。

その他特記事項

特に記載すべき事項はない。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				項目別調書 No.
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項						
1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	A				1-1
2	常勤弁護士の採用及び配置 【困難度：高】	B				1-2
3	常勤弁護士の資質の向上	B				1-3
4	一般契約弁護士・司法書士の確保	B				1-4
5	事務所の存置等 【重要度・困難度：高】	B				1-5
6	司法アクセス拡充のための体制整備	A				1-6
II. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
7	適切な情報提供の実施	A				2-7
8	法教育事業及びその関連事業	A				2-8
9	民事法律扶助業務 【重要度：高】	A				2-9
10	国選弁護等関連業務	A				2-10
11	司法過疎対策業務	B				2-11
12	犯罪被害者支援業務 【重要度：高】	A				2-12
13	多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実	B				2-13
III. 業務運営の効率化に関する事項						
14	一般管理費及び事業費の効率化 【重要度：高】	B				3-14
15	事業の効率化	A				3-15
IV. 財務内容の改善に関する事項						
16	自己収入の獲得等 【困難度：高】	B				4-16
17	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 【重要度・困難度：高】	A				4-17
V. その他業務運営に関する重要事項						
18	業務運営の体制維持	B				5-18
19	内部統制の確実な実施 【重要度：高】	B				5-19
20	業務内容の周知を図る取組の充実 【重要度：高】	B				5-20
21	報酬・費用の立替・算定基準	B				5-21

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事課主催研修 (実施人数)	(参考指標)	—	301人				(参考情報) 令和3年度：354人 総常勤職員数（常勤弁護士を除く。）：727人 (令和5年3月31日現在)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上</p> <p>職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、法的ニーズの多様化や地域の実情等に基づく業務量の変動について的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。</p> <p>職員の能力の向上のため、キャリアプランを検討した上、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、多様化する法的ニーズに対応した様々な法的支援を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、オンラインによる研修等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。</p>
中期計画	<p>I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上</p> <p>(ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>(イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、支援センターの多様な取組に適切に対応するため、集合研修及びオンライン研修等の、それぞれの長所をいかしつつ、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。</p> <p>(ウ) 職員一人一人がその能力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、働きやすい職場の実現に努めるべく、近時の働き方改革の動向を見ながら必要な人事上の取組を検討・実施する。</p>
年度計画	<p>I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上</p> <p>(ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、今後の増加が見込まれる外国人対応を含む既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。</p> <p>(イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、多様化する法的ニーズに対する支援センターの取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、OJT及び採用年次、経験年数に応じた階層別研修や、担当業務の別等に応じた実務研修を実施し、職員に求められる業務知識の習得及び実務能力の向上を図る。</p> <p>また、これまでの研修は、集合研修を中心に実施してきたところ、新型コロナウイルス感染症対策を兼ねてオンライン研修等を導入したことから、集合研修及びオンライン研修等の、それぞれの長所を生かして研修を実施することで職員全体の能力向上を図る。</p> <p>(ウ) 職員一人一人がその能力を最大限発揮し、質の高いサービスを提供できるよう、働きやすい職場の実現に努めるべく、近時の働き方改革の動向を見ながら必要な人事上の取組を検討する。</p>

主な評価指標	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
1 採用	評定	A	評定	A
(1) 選考	評定に至った理由			
職員の採用選考に当たっては、多肢択一式問題や事務処理能力検査、適性検査のほか、面接を複数回実施した（受験者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、筆記試験及び一次面接をオンラインにて実施）。面接の実施に際しては、管理職、課室長補佐及び係長のほか、主任及び係員といった幅広い役職の者を面接員に選任するとともに、地方事務所職員も面接員に選任することで、多角的な視点から受験者の能力及び適性を判断した。	【採用・配置】 令和4年度においては、令和3年度に引き続き、受験者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、一部オンラインによる試験を実施することで、多くの受験者の中からの採用選考を行い、適切な採用を行った。さらに、採用後のミスマッチ防止等を目的に令和3年度に新たに導入したインターンシップ（キャリア教育）を拡充し、採用活動の充実を図った。 一般職員の配置については、総合法律支援の充実に向けた体制整備及び提供するサービスの更なる向上に配慮しつつ、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点も踏まえて人事異動を行うとともに、業務量に応じた人員配置実現のため、各地方事務所と意見交換を行うなどし、新たな人員再配置計画を策定した。また、令和2年度から導入した「ジョブポスティング制度」の運用を継続した。			
(2) 採用実績	評定に至った理由			
卒業後5年間（厚生労働省告示では卒業後3年間）を新卒採用の対象者とする運用を継続し、一次募集及び二次募集計283名から選考した14名を採用した。 さらに、中途採用試験を2回実施した。第1回は158名から選考した9名を採用し、第2回は46名から選考した1名を採用した。	職員の採用については、オンライン試験及び面接の活用、幅広い役職の者を面接官とした面接の実施等により、多くの受験者について、多角的な視点からその能力及び適性を判断したほか、令和3年度に導入したインターンシップ（キャリア教育）を東京地方事務所のみならず大阪地方事務所においても実施し、インターンシップを受けられなかった応募者へのアフターケアも行うなどして、必要な人材の確保を図った。 また、職員の配置については、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた人事異動、休日国選受託事務所の業務量への配慮等の新たな指標を取り入れた人員再配置計画の策定、令和2年度から導入した「ジョブポスティング制度」の運用継続等、職員の適切な配置に向けた取組を実施した。			
(3) インターンシップ（キャリア教育）の拡充	評定に至った理由			
新卒採用において、センターの業務について理解を深めるとともに、採用後のミスマッチを防ぐことを目的として、令和3年度に引き続きインターンシップ（キャリア教育）を実施した（令和3年度は東京地方事務所のみ実施）。令和4年度は、より多くの学生が参加できるよう、民事法律扶助や情報提供の制度の特徴を捉え、広報プランを作成するプログラムを企画し、46名の応募者の中から30名（令和3年度は50名の中から8名）を選考して、令和4年12月に東京地方事務所及び大阪地方事務所で実施した。 さらに、インターンシップ（キャリア教育）を受けられなかった応募者については、地方事務所での説明会の予約を優先で取れるようにすることで、支援センターに关心を寄せる学生との接点を維持するよう努めた。	【研修等】 人事課主催研修（階層別研修等）については、集合研修を再開し、集合研修及びオンライン研修のそれぞれの長所をいかしつつ、採用年次や経験年数に応じ、階層別研修及び対象者別研修を行ったほか、全国の職員を対象とした実務研修を実施し、外部研修に			

<p>2 配置</p> <p>(1) 令和5年4月期の広範な人事異動（150名）の実施に向け、以下の点を考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等 ・ 業務の平準化及び事務手續の合理化 ・ 総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上 <p>(2) 業務量に応じた更に適正な人員配置を実現するため、各地方事務所と意見交換を行い、新たな指標（休日国選受託事務所の業務量への配慮等）を取り入れるなどし、令和4年度中に新たな人員再配置計画を策定した。</p> <p>(3) 職員が積極的に能力を発揮できる場を提供し、ひいては組織全体を活性化することを目的に令和2年度から導入した「ジョブポスティング制度」（特定の業務を担当する職員を、職員の中から広く募集する制度）について、その運用を継続した。</p> <p>(4) 外部への出向により職員に多様な経験を積ませること等を目的として、消費者庁へ職員を1名出向させた（2年間を予定）。</p>	<p>新入職員の育成について、OJTでは、より効果的な取組となるよう「OJTハンドブック」に基づいて取り組んだ。メンター制度では、メンター研修を実施し、「新入職員メンター制度実施要領」に基づいて、オンライン面談を定期的に実施するなど、新入職員のメンタル面を含めた支援体制の充実に取り組んだ。</p> <p>また、全国の職員を対象とした短時間での実務研修を内容別に複数回実施するなど、効率的かつ効果的な研修を実施することで、担当職員の業務等に関するより確実な知識の定着及び理解促進の機会増加に努めた。</p>	<p>職員を参加させるなどした。また、新入職員を育成するため、OJTを行うとともに、メンター制度によるメンタル面の支援も実施するなどして、職員の能力向上を図った。</p> <p>職場環境については、「ジョブリターン制度」の運用を継続し、負担軽減策の一つとして、異動範囲の地区を限定した職員採用を試行的に実施したほか、「転勤特例制度」の見直しに着手するなど、働きやすい職場の実現のために取り組んだ。</p> <p>このように、全国に地方事務所等を有する組織において、様々な事情を考慮しつつ、職員の適切な採用・配置、職員の能力向上、働きやすい職場の実現等に向けた従前からの取組を継続するにとどまらず、インターフィッジの拡充、新たな人員再配置計画の策定、異動範囲の地区を限定した職員採用の試行的実施、「転勤特例制度」の見直し等、各種取組の更なる充実に向けた試みを積極的に進めたこと等を踏まえると、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
<p>3 研修等</p> <p>人事課主催研修（階層別研修等）については、集合研修及びオンライン研修を実施するとともに、新入職員の育成については、OJTやメンター制度を活用した。また、実務研修を実施したほか、外部研修に参加するなどして、職員全体の能力向上を図った。</p> <p>(1) 人事課主催研修</p> <p>ア 階層別研修</p> <p>以下の研修を実施し、延べ133名が受講した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規採用者研修（前期・中期・後期） ② フォロー・アップ研修：採用後2年目の職員を対象 ③ 実務能力パワーアップ研修：2級職員を対象 ④ 管理能力育成研修：3級職員を対象 ⑤ 4級合格者研修：4級合格者を対象 <p>イ 対象者別研修</p> <p>以下の研修を実施し、延べ168名が受講した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務局長等対象研修：2回実施 	<p>【働きやすい職場の実現】</p> <p>「ジョブリターン制度」に基づき、退職時に同制度利用の有無を確認し、所属長の意見を提出させる取組を継続した。</p> <p>より良い人材を確保するためにもワークライフバランスに配慮した職場環境の確保が必要となるところ、転勤負担の均等化、負担軽減等の検討を行い、負担軽減策の一つとして、異動範囲の地区を限定した職員採用を試行的に実施した。</p> <p>また、令和2年度から導入した「転勤</p>	

<p>② 人権相談員対象研修：1回実施</p> <p>(2) OJT 職場の上司・先輩等が、仕事に必要な知識やノウハウ等を意識的・計画的・継続的に指導・伝授する職員の育成のための取組であるOJTを、新入職員による活用を想定した「OJTハンドブック」に基づいて実施した。</p> <p>(3) メンター制度 ア メンター研修の実施 イ 「新入職員メンター制度実施要領」に基づいたメンター面談の実施</p> <p>(4) 実務研修 以下の研修を実施した。 総務部門（総務/個人情報保護、人事/育休制度、財務会計/予算調達等、情報システム/情報セキュリティ、広報/障がい者等に配慮したホームページ等のアクセシビリティ）研修：7回実施</p> <p>(5) 外部研修 以下の外部研修に職員が参加した。 ア 東京都人材育成センター：職員8名（派遣及びオンライン） イ 人事行政研究所研修：職員7名（派遣） ウ 総務省統計研究研修：職員149名（eラーニング） エ 人事院行政研修：職員2名（オンライン） オ 国立公文書館公文書管理研修Ⅰ：職員31名（オンライン） カ 国立公文書館公文書管理研修Ⅱ：職員18名（うち派遣1名、オンライン17名）</p> <p>4 働きやすい職場の実現</p> <p>(1) 中途退職した元常勤職員を、一定の要件の下で再採用する「ジョブリターン制度」を継続した。</p> <p>(2) 転勤負担の均等化、転勤の負担軽減等について検討を行った。その中で転勤の負担軽減策の一つとして、北海道地区及び九州地区において異動範囲を当該各地区内に限定した職員採用を試行として実施し（上記1(2)記載の中途採用試験第2回）、1名を採用した。</p> <p>(3) 職員の働きやすさを確保することを目的に令和2年度から導入した「転勤特例制度」（未就学児の育児をしている職員や親族の介護等をしている職員を対象と</p>	<p>特例制度」の運用を継続し、同制度について、より職員のニーズに合うものとなるよう見直しに着手した。</p> <p>以上から、年度計画の内容を踏まえ、少なくとも前年度と同水準の取組を維持するという所期の取組に対し、転勤制度（転勤特例制度を含む。）などに関する人事施策の見直しの検討を行ったこと、新たな人員配置計画を策定したこと、インターンシップ（キャリア教育）を拡充することなどができたことから、実際の業務量に応じた適正な配置を行い、一人一人がその能力を最大限発揮できる働きやすい職場の実現のため検討を行った点などを考慮し、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	
--	--	--

して、転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする制度）について、その試行としての運用を継続した。また、導入後一定期間が経過したことから、より職員のニーズに合うものとなるよう見直しに着手した。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1-2	常勤弁護士の採用及び配置						
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、困難度は高い。				関連する政策評価・行政事業レビュー		
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤弁護士の年間平均業務量	中期目標期間最終年度までに 法律相談100件相当 代理援助30件相当（有償事件を含む。） 国選弁護15件相当 以上とする	左記のとおり	法律相談102.2件相当 代理援助25.9件相当（有償事件を含む。） 国選弁護14.7件相当				
(参考) 常勤弁護士数	採用数 (うち新スキーム) 退職者数 期末総数	5名 (0名) 16名 183名 (令和3年度)	38名 (33名) 17名 204名				※期末総数は、3月末日時点の人数である。 ※第74期司法修習が例年より後倒しになったことの影響により、新スキームで、令和4年5月に第74期17名及び令和5年1月に第75期16名の合計33名を採用した。 ※新スキーム：司法修習終了後直ちに常勤弁護士として採用する枠組（平成19年度から実施）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・2(1)イ 常勤弁護士の採用及び配置</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。</p> <p>常勤弁護士については、国民生活に欠かせないセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、全国において総合法律支援の適切な実施及び体制整備を行うことができるよう、所要の数の確保に努めるとともに、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどして常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する。</p> <p>また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。</p> <p>業務の効率的な実施体制の構築にあたっては、常勤弁護士がセーフティネットとして一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障害者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など第1記載の各種施策の担い手としての役割も期待されていることを踏まえなければならない。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情等を踏まえつつ、常勤弁護士の年間平均業務量について、中期目標期間最終年度までに、法律相談100件相当、代理援助30件相当（有償事件を含む。）、国選弁護15件相当以上とすることを目指す。
中期計画	<p>I・2(1)イ 常勤弁護士の採用及び配置</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にするほか、採用数確保に向けた具体的方策を検討・実施する。</p> <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的な協議を開くなどして連携しつつ、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどし、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を促進する。</p> <p>(ウ) また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。</p> <p>(エ) 上記の取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとして、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の一般的な弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担う必要があること、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など支援センターが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されていることなどに留意する。</p>

年度計画	<p>I・2(1)イ 常勤弁護士の採用及び配置</p> <p>(ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。そのため、常勤弁護士の業務の内容や魅力、常勤弁護士が受講できる研修の内容等を司法修習生に積極的に周知する説明会を開催するほか、法曹実務経験者、さらには法科大学院生を始めとする将来の法曹となり得る層に対しても、常勤弁護士の業務の内容や魅力を伝える動画の配信を行うなど採用数確保に向けた具体的方策を検討・実施する。また、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする現行水準を維持する。</p> <p>(イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と継続的な協議をするなどして連携しつつ、地元弁護士会との協議や司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を効果的に周知・広報する方策を検討・実施するなどし、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図る具体的取組を推進する。</p> <p>(ウ) また、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量・常勤弁護士の活動に係る財政的な効果を把握・分析し、地域の実情に応じて期待される常勤弁護士の年間業務量の達成状況を客観的に評価しつつ、その配置人数の変更・調整を行い、配置人数の適正化を図るなど、常勤弁護士が担う業務の効率的な実施体制を構築する。</p> <p>(エ) 上記の取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担う必要があることや支援センターが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されていることなどに留意し、常勤弁護士の業務内容等の分析をする際には、出張相談や特定援助対象者法律相談援助等の担い手としての状況や多様な法的ニーズの具体的な内容を量及び質の観点から把握し、関係機関との連携内容等に関してデータの収集を行う。</p>
------	---

主な評価指標	常勤弁護士の採用及び配置に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料4、40、41、42】	評定	B	評定	B
1 常勤弁護士の業務量等	評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) 業務量の把握等 常勤弁護士の業務は、法律相談や訴訟代理等にとどまらず、司法ソーシャルワーク等多岐にわたっている現状を踏まえると、その業務量を適正に評価するには、単なる事件処理件数のみならず、司法ソーシャルワーク等事件処理件数では評価しきれない業務量を適正に把握する必要がある。そこで、令和4年度から、司法ソーシャルワーク等法律相談や訴訟代理以外の業務状況を申告する関係機関連携票を導入した。また、法律相談については、その相談類型に着目し、出張相談、特定援助対象者法律相談援助、DV等被害者法律相談援助等の採算性の乏しい事案や対応困難な事案への対応件数の把握に努めた。	1 常勤弁護士の業務量等 常勤弁護士は、左記のとおり、年間平均業務量において、法律相談については指標に掲げた中期目標期間最終年度までに達成すべき数値を達成し、代理援助及び国選弁護については指標に掲げた中期目標期間最終年度までに達成すべき数値には達しなかったものの、同数値に近い実績を上げることができた。なお、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者や関係機関と対面すること自体ができないなど、常勤弁護士の業務にも制約があった。しかし、令和5年度に入りその制約も解消されつつあるほか、研修等を実施して司法ソーシャルワークの更なる促進を図ることなどを踏まえれば、関係機関を通じた事件受任の件数は一定程度増加するものと見込まれる。また、刑事事件に関する研修等を更に充実させるなどして、裁判員裁判事件を含む国選弁護事件の扱い手としての意識の更なる醸成を図ることにより、国選弁護等の受任件数を一定程度増加させることを見込んでいる。		本項目の指標である常勤弁護士の年間平均業務量については、常勤弁護士の業務が司法ソーシャルワークや対応困難な事案への対応等多岐にわたっていることを踏まえ、関係機関連携票を導入するなどし、法律相談、代理援助及び国選弁護の各件数の算定において、常勤弁護士の業務の特殊性を適切に考慮するよう努めた。 その上で、年間平均業務量の達成目標は、中期目標期間最終年度までに法律相談100件相当、代理援助30件相当（有償事件を含む。）、国選弁護15件相当以上とすると定められているところ、中期目標期間初年度となる令和4年度においては、法律相談については目標の水準を上回る102.2件相当、代理援助及び国選弁護についてはそれぞれ目標の水準に近い25.9件相当、14.7件相当であった。 これに加えて、常勤弁護士は、登録弁護士全体に占める割合が小さいにもかかわらず、一般の弁護士が受任し難いとされる出張相談や特定援助対象者法律相談援助等に積極的に	
(2) 法律相談等 指標に対応する件数（常勤弁護士一人当たり年間平均） <ul style="list-style-type: none">・ 法律相談件数 79.3件・ 情報提供等 22.9件相当 合計 102.2件相当 ※関係機関に対する情報提供等について、法律相談に類似する業務と整理した上で、関係機関連携票に基づき集計した年間一人当たりの対応時間 を民事法律扶助における一件当たりの相談時間である30分で除して算出				
(3) 代理援助等 指標に対応する件数（常勤弁護士一人当たり年間平均） <ul style="list-style-type: none">・ 代理援助件数 19.7件・ 有償受任件数 4.9件・ 委託援助件数 1.3件 合計 25.9件				
(4) 国選弁護等 指標に対応する件数（常勤弁護士一人当たり年間平均） <ul style="list-style-type: none">・ 被疑者国選弁護事件受任件数 9.0件相当 ※要通訳加算報酬対象事件の受任件数については、要通訳事件加算報酬が				

<p>通常報酬に0.2を乗じた報酬であることを鑑み、1.2を乗じることで実際の労力に相当する件数を算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被告人国選弁護事件受任件数 5.1件相当 ※裁判員裁判事件については、基礎報酬の平均額を地方裁判所の第一審の被告単独事件における基礎報酬額で除することで実際の労力に相当する件数（4.0件相当）を算出 ・ 国選付添事件受任件数 0.5件 ・ 被害者国選弁護事件受任件数 0.1件 <p>合計 14.7件相当</p>	<p>これらに加えて、年間平均業務量の指標による数値化が難しい対応困難な事案等にも、地域の実情に応じて、積極的に取り組んだ。</p> <p>この結果から、常勤弁護士は、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務等、支援センターの各業務の担い手として、地域の実情に応じて、法律相談、事件受任等に適切に対応した上、司法ソーシャルワーク活動等を活発に行い、福祉機関等の関係機関との連携強化に向けた様々な取組を実践するとともに、遠隔地の事案や採算性の乏しい事案に加え、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人等の多様な法的ニーズにも積極的に対応し、司法アクセス障害の解消という公共性の高い役割を果たしたと評価できる。</p>	<p>対応しており、司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っていると評価することができる。</p> <p>常勤弁護士の確保については、集合形式及びオンライン形式を活用しつつ、司法修習生等に対する採用活動や、学生等に対する周知・広報活動を行い、司法試験合格者数が減少傾向にあるにもかかわらず、司法修習第74期及び第75期のいずれについてもおおむね例年程度の採用数を維持することができた。</p>
<p>(5) その他参考となる事項</p> <p>ア 出張相談件数・特定援助対象者法律相談援助件数・DV等被害者法律相談援助件数（令和4年度中の常勤弁護士の総対応件数／令和4年度中の常勤弁護士を含む契約弁護士の総対応件数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶助相談における出張相談件数 780件／5938件（13.1%） ・ 特定援助対象者法律相談援助件数 78件／999件（7.8%） ・ DV等被害者法律相談援助件数 68件／1292件（5.2%） <p>※登録弁護士全体に占める常勤弁護士の割合は、0.4%（令和4年12月末時点：赴任常勤弁護士178名／登録弁護士44,907名）であるところ、各実施件数の割合はこの数値を大幅に上回っている。</p> <p>イ 令和4年度における「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士」（精通弁護士）に占める常勤弁護士の割合 1.4%（56人／3925人）</p> <p>令和4年度における「犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士」（精通弁護士）紹介件数に占める常勤弁護士の対応件数 2.2%（33件／1525件）</p> <p>※登録弁護士全体に占める常勤弁護士の割合は、0.4%であるところ、上記各割合はこの数値を大きく上回っている。</p>	<p>2 常勤弁護士の確保</p>	<p>常勤弁護士の配置については、地方事務所への新規配置には至らなかつたものの、日本弁護士連合会と連携を図りつつ、配置の必要性等を検証するとともに、地元弁護士会に対し、全国の常勤弁護士の法的支援体制を周知・広報するなどして、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図るための取組を行った。</p>
<p>2 常勤弁護士の確保（採用及び広報）</p> <p>(1) 司法修習生及び法曹経験者に向けた採用活動</p> <p>ア 司法修習生、司法試験合格者等に採用案内パンフレット等を配布</p> <p>イ 本部主催の常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する就職説明会をオンライン</p>	<p>以上の事情から、所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>なお、常勤弁護士の確保については、毎年度相当数が退職していることに関し、退職理由等の分析や対応策の検討が求められる。</p> <p>常勤弁護士の新規配置については、その実現は困難度が高いとはいえ、昨年度の評価委員会において、「未配置事務所解消に向けた具体的な取組を進めるとともに、その検討</p>	

<p>インで開催（合計12回）</p> <p>ウ 支援センターホームページ、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマガジン等に法曹経験者向けのものを含む就職情報を常時掲載</p> <p>エ 弁護士会や法科大学院等が主催する就職説明会等に参加して採用情報等を告知（弁護士会は合計9回、法科大学院は合計2回、司法試験予備校は合計3回）</p> <p>オ 司法試験会場における就職説明会案内チラシ及び採用案内パンフレットの配布</p> <p>(2) 学生等に向けた常勤弁護士の業務に関する周知</p> <p>ア 本部主導による法科大学院からのエクスターンシップ実習生の受け入れ（各地の法律事務所において15校の法科大学院から合計44名の法科大学院生を受け入れ）</p> <p>イ 司法研修所の選択型実務修習企画への参加（各地の地方事務所、支部及び地域事務所において司法修習生を合計97名受け入れ）</p> <p>ウ 司法修習生、司法試験合格者、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生等を対象とした常勤弁護士による連続講演会の録画視聴会の実施（合計3回）</p> <p>エ 弁護士会との共催による業務説明会（合計2回）の実施や法科大学院が主催する法科大学院生を対象とした業務説明会（合計3回）への参加</p> <p>オ 大学や法科大学院において常勤弁護士による講義を実施（合計16回）</p> <p>カ 大学生や高校生向けイベントに参加し、常勤弁護士の業務説明を実施</p> <p>(3) 広報強化による常勤弁護士の活動内容・採用に関する認知度向上</p> <p>ア 支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」の随時更新</p> <p>イ 常勤弁護士のPRポスターを全地方事務所、常勤弁護士が配置されている支部及び地域事務所に配布するとともに、各関係機関等への配布</p> <p>ウ 駅構内におけるPRポスター掲示</p> <p>エ 常勤弁護士のドキュメンタリー動画を法テラス（公式）YouTubeで公開</p> <p>オ 法テラス（公式）Twitterによる採用イベント等の告知</p> <p>カ 「スタッフ弁護士Facebookページ」による採用イベント等の告知</p> <p>キ 前記サイト及びドキュメンタリー動画の案内チラシを説明会等で配布</p> <p>(4) 常勤弁護士への応募方法等の再考</p> <p>応募者の利便性の向上を目的とし、インターネット上での応募フォームを使った応募受付の開始、応募時の提出書類等の見直し・検討</p>	<p>動の工夫等により、採用人数をおおむね維持することができた。</p> <p>3 常勤弁護士の適正配置</p> <p>各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量の把握及び分析結果を踏まえ、常勤弁護士の配置人数の変更・調整を行い、配置人数の適正化に努めた。</p> <p>また、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置の促進に向け、日本弁護士連合会と定例協議の場を持つなどして緊密に連携しつつ、地元弁護士会に対して、司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を周知・広報し、常勤弁護士の配置に対する理解醸成を図るなど、積極的な取組を行った。</p> <p>4 評定</p> <p>以上のとおり、常勤弁護士は中期目標期間最終年度までに達成すべき指標の一部について、指標を上回る業務を行い、かつ、指標では捕捉されない各種取組にも積極的に対応したほか、常勤弁護士の確保や適正配置に向けた所定の業務に取り組んだ。</p> <p>以上から、所期の目標を達成したものと考える。</p>	<p>内容・結果を示すことが求められる。」旨の指摘があったのであるから、従前の取組の継続にとどまらず、新規配置が進まない原因等の分析結果や、それに応じた具体的な対策の検討・実施状況等を明らかにする必要がある。また、長年にわたって新規配置が進まない地域については、司法アクセスの向上を図るために代替策の検討が求められる。</p>
---	---	---

<p>(5) 総合評価のための面接の実施 日本弁護士連合会の協力を得て、支援センター職員としての資質ばかりでなく、弁護士としての資質にも着目した採用面接を実施</p> <p>(6) 内定者へのフォローワーク体制整備 ア フォロー担当の常勤弁護士の選定 イ 内定者交流会をオンラインで開催（合計3回）</p> <p>3 常勤弁護士の適正配置等</p> <p>(1) 常勤弁護士の適正配置 ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証 事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性を検証するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて、常勤弁護士の配置等について地方事務所執行部等に対するヒアリングを実施した。 民事法律扶助事件数や国選弁護事件数のほか、司法ソーシャルワークを始めとする各地における常勤弁護士の各種役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。 以上の検討に加えて、常勤弁護士を地方事務所に配置できていない地域については、支援センターに関する日本弁護士連合会主催のブロック協議会（全8回、延べ12人の常勤弁護士が発表）等において、地元弁護士会に対して、司法アクセス障害の解消に向けた全国の常勤弁護士の法的支援体制を周知・広報し、常勤弁護士の配置に向けた協議をするなどの取組を実施した。 イ 配置人数等 令和4年度末時点における配置人数：204名 令和3年度末比：21名増 ウ 事務所ごとの配置人数の検討 前記アの検証を踏まえ、業務量・必要性等に応じ常勤弁護士を適正に配置した。なお、令和4年度については、令和6年度以降の司法修習の開始時期の変更を見据え、常勤弁護士の異動時期の調整を実施した。</p> <p>(2) 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握等 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握に向けて、事件数や事件の種類、常勤弁護士が情報提供等を行った件数等を踏まえた上で、事務所ご</p>		
---	--	--

との常勤弁護士の業務量を把握するとともに、事件の平均単価及び費用に係るデータを収集した。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	常勤弁護士の資質の向上		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			研修実施回数	(参考指標)	—	41回	※令和3年度に司法修習の時期が例年より後倒しになった影響により、令和4年度における養成中の常勤弁護士に対する研修の実施回数が例年より増加している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・2(1)ウ 常勤弁護士の資質の向上</p> <p>常勤弁護士が各種業務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。</p>
中期計画	<p>I・2(1)ウ 常勤弁護士の資質の向上</p> <p>民事事件、刑事事件、その他司法ソーシャルワークを含む司法アクセス障害の解消という役割を果たすのに資する研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど円滑な実施方法を検討する。</p>
年度計画	<p>I・2(1)ウ 常勤弁護士の資質の向上</p> <p>常勤弁護士が、司法アクセス障害の解消という役割を適切に果たせるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室及び専門的な外部講師等を活用するなどして実践的な研修を実施する。</p> <p>また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護技術や経験の共有を図るブロック別研修等を実施するとともに、常勤弁護士として豊富な経験を有する者を後進の指導・育成に関与させるメンター制度の維持・充実を図る。</p> <p>以上の取組により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。研修等の実施に当たっては、その目的に応じて集合研修及びオンライン研修を使い分けるなど円滑な実施方法を検討する。</p>

主な評価指標	常勤弁護士の資質の向上に向けた取組			
支援センターの業務実績・自己評価	日本司法支援センター評価委員会による評価			
業務実績	自己評価		評定	B
業務実績等報告書（資料編）：【資料43】	評定に至った理由		評定	B
1 実践的な研修等の実施（合計41回、いずれも支援センターにおいて企画・実施したものである。） (1) 養成中の常勤弁護士に対する研修 ア 新任業務研修 支援センターの役割や各業務への理解を深めるとともに、常勤弁護士の業務に必要な基本的知識を習得することを目的とした研修（集合形式） イ 定期業務研修（養成期間中全2回） 刑事事件・民事事件に関する基本的な技術を習得することを目的とした書面起案、模擬相談等の演習を行う研修（集合形式、外部講師：家事事件に精通した弁護士） ウ 刑事特別研修（養成期間中全2回） 刑事事件を処理するための基礎的知識及び技能の習得・向上を図ることを目的とした研修（オンライン形式） エ 法廷弁護技術研修 裁判員裁判における弁護活動に関して、実演等を通して弁護技術等を習得することを目的とした実践的な研修（集合形式、外部講師：裁判員裁判の弁護活動に精通した弁護士） オ 赴任前業務研修 支援センターの法律事務所に赴任するに当たって必要となる支援センターの各業務、司法ソーシャルワークの意義、事務所運営に関する留意事項等を再確認するための研修（集合形式） (2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修 ア パーソナリティ障害対応研修 パーソナリティ障害を抱える相談者等に対応するに当たって必要となる専門的知識及び技能の習得・向上を図ることを目的とした実践的な研修（集合形式、外部講師：臨床心理士、公認心理師及び精神科医） イ 赴任2年目業務研修 労働事件演習、刑事事件演習等の実践的な研修（集合形式、外部講師：労働	常勤弁護士が司法アクセス障害の解消という役割を適切に果たせるよう、常勤弁護士業務支援室及び裁判員裁判弁護技術研究室に加え、専門的な外部講師等を招いて、常勤弁護士の能力向上のための実践的な各種研修を実施した。特に、例年、日本弁護士連合会が企画実施している法廷弁護技術研修については、コロナ禍において中止となった分について、常勤弁護士の資質向上を図るため、同研修を支援センターが企画し実施した。なお、研修等の実施に当たっては、研修の内容や目的に応じて、集合形式とオンライン形式を使い分け、又はこれらを併用して、円滑な研修実施と研修の実を上げるための工夫を行った。 また、常勤弁護士の業務遂行に当たっては、研究室や支援室による日常的な助言・指導に加え、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する専門員を中心に勉強会を実施するなどして常勤弁護士への更なる支援の充実を図り、常勤弁護士の資質の向上に務めた。 そして、メンター制度については、若手の常勤弁護士への支援を継続する一方、メンターを担うことが予定されるシニア常勤弁護士に対して、研修や意見交		常勤弁護士の資質の向上を図るために、各種研修の内容や目的に応じ、集合形式とオンライン形式を使い分けるなどして、実践的な研修等を円滑に実施した。 新たに対応が必要となった靈感商法等対策については、外部講師を招くなどして研修を行い、社会的な要請にも対応できるよう常勤弁護士の能力の向上に取り組んだ。 また、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室による支援や、メンター制度による若手の常勤弁護士に対する支援等の各種取組を行った。 さらに、将来支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図るために、常勤弁護士を外部研修へ派遣し、シニア常勤弁護士を後進育成等に関与させるなどの取組を実施した。 これらの研修等は、常勤弁護士を幅広く対象とし、その内容についても、支援センターの業務や事務所運営、民事・刑事・労働事件、裁判員裁判事件、靈感商法等対策、法廷弁護技術、障がい者・外国人への対応	

<p>事件に精通した弁護士、大学教授、裁判官及び刑事事件に精通した弁護士)</p> <p>ウ 赴任4年目業務研修 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等に関する研修（集合・オンライン併用形式）</p> <p>(3) 裁判員裁判に関する研修</p> <p>ア 裁判員裁判事例研究研修（全2回） 責任能力が問題になる事件での取調べ対応、起訴前鑑定を踏まえた方針決定、鑑定人尋問の目標や注意点、「幼児に対する保護責任者遺棄致死事例」での量刑のケースセオリー、量刑が問題となる事件での配布資料等をテーマとした事例研究研修（集合・オンライン併用形式）</p> <p>イ 裁判員裁判専門研修 責任能力についての基礎知識に関する研修（オンライン形式）</p> <p>(4) 靈感商法等対策に関する業務研修</p> <p>ア 基礎的な研修（全3回） 靈感商法等による被害への対策と法律事務（理論的・実務的な疑問の解消、被害回復を求めて提訴する場合の請求原因の例、相手方の反論等）をテーマとした研修（オンライン形式、外部講師：靈感商法問題に精通した弁護士）</p> <p>イ 被害実態に関する研修 被害の経験談、家族への対応方法、カルト宗教による被害とその予防、カルト問題の本質と弁護士の使命等をテーマとした研修（集合形式、外部講師：靈感商法問題に精通した弁護士等）</p> <p>(5) その他の研修等</p> <p>ア ブロック別研修 全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が地方の実情に応じた研修内容を企画し運営する研修（集合形式、オンライン形式又は集合・オンライン併用形式、外部講師：各研修内容に応じた専門家等）</p> <p>イ 全国経験交流会 全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告するとともに、現制度の在り方や問題点、今後の課題等について議論をする研修（集合・オンライン併用形式）</p> <p>ウ 國際室による研修（全4回） 通訳人と弁護士の協働、在日韓国人の相続の実務的諸問題とその歴史的背景</p>	<p>換の場を設け、より充実した若手常勤弁護士への支援を実施するための方策に関する検討を進めた。</p> <p>さらに、将来支援センターで中核となって職務を行う人材を育成するため、常勤弁護士を外部研修に派遣し、シニア常勤弁護士を後進育成等に関与させるなどした。</p> <p>以上から、所期の目標を達成したものと考える。</p>	<p>等多岐にわたっており、質・量共に充実した研修等が行われていると認められる。</p> <p>以上の点に鑑みると、所期の目標を達成していると認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>なお、常勤弁護士の資質の向上という目的に照らし、これらの研修等によって得られた効果を示す方策の検討が求められる。</p>
--	--	--

<p>等に関する研修、在留特別許可等に関するケース研究等を実施（集合・オンライン併用形式、外部講師：外国人事件に精通した弁護士）</p> <p>2 裁判員裁判弁護技術研究室（以下「研究室」という。）・常勤弁護士業務支援室（以下「支援室」という。）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 前記1(1)ないし(3)の研修の企画・実施、研修受講者へのアンケート結果に基づく研修内容等の見直しを随時実施（研究室、支援室） (2) 常勤弁護士が受任している個別の裁判員裁判を含む刑事事件に関して、研究員による指導・助言を実施（研究室） (3) 常勤弁護士が受任している個別の民事・家事事件等に関して、専門員（弁護士及びソーシャルワーカーとしての経験豊富な社会福祉士・精神保健福祉士）による指導・助言を実施（支援室） (4) 専門員（社会福祉士・精神保健福祉士及び弁護士）の協働によるオンライン勉強会を実施（支援室） (5) 必要に応じて、支援センターの法律事務所を訪問しての支援を実施（支援室） (6) 専門員に寄せられた相談事例のうち、参考となる事例を共有することなどを目的として、定期的（月1回）に刊行物を発行（支援室） <p>3 常勤弁護士の外部派遣研修 法務省研修（大臣官房司法法制部）：1名（約9か月間）</p> <p>4 メンター制度 赴任1年目及び2年目の常勤弁護士並びにこれらと同程度の法曹実務経験年数の常勤弁護士を対象に、シニア常勤弁護士（※）が担当制でメンターとして支援を実施した。 メンターによる支援方法の在り方について、外部講師として臨床心理学を専門とする大学教授を招いて、シニア常勤弁護士に対して研修を実施した上、メンターの経験を踏まえてシニア常勤弁護士間で意見交換を実施して、より充実した支援策を検討した。</p> <p>※ シニア常勤弁護士：常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程別表第1の10号以上の俸給を受ける者（法曹実務経験が10年を超えた者が相当）</p>		
--	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1－4	一般契約弁護士・司法書士の確保						
当該項目の重要度、困難度				関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
民事法律扶助契約弁護士数	(参考指標)	—	24,293人				(参考情報) 令和3年度：24,056人 ※令和4年度は、第74期司法修習が例年より後ろ倒しとなった影響により、2期分の司法修習生の弁護士一斉登録（第74期は4月、第75期は12月）が行われた（以下同じ）。
民事法律扶助契約司法書士数	(参考指標)	—	7,555人				(参考情報) 令和3年度：7,525人
国選弁護人契約弁護士数	(参考指標)	—	31,755人				(参考情報) 令和3年度：30,950人
国選付添人契約弁護士数	(参考指標)	—	16,150人				(参考情報) 令和3年度：15,909人
被害者参加弁護士契約弁護士数	(参考指標)	—	5,756人				(参考情報) 令和3年度：5,631人

D V 等被害者援助 弁護士数	(参考指標)	—	2,263人			(参考情報) 令和3年度：2,198人
--------------------	--------	---	--------	--	--	------------------------

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務及び犯罪被害者支援業務について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>
中期計画	<p>I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>多様な司法アクセスニーズに応える必要があることを踏まえ、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求ることにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。</p>
年度計画	<p>I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保</p> <p>民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士並びにDV等被害者法律相談援助の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求ることにより一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。</p>

主な評価指標	一般契約弁護士・司法書士の確保					
支援センターの業務実績・自己評価						
業務実績	自己評価		日本司法支援センター評価委員会による評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料18、19、28、29、36、37、48】	評定	B	評定	B		
1 民事法律扶助契約弁護士及び民事法律扶助契約司法書士の確保	評定に至った理由		評定に至った理由			
令和5年2月に講習会「使える！民事法律扶助制度～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共に開催し、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務（特定援助対象者法律相談援助を含む。）の周知及び利用の促進を図った。	本部及び全地方事務所において、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関と連携しつつ、説明会や協議会・意見交換を実施したり、説明資料を配布するなどして、一般契約弁護士・司法書士の確保を図った結果、民事法律扶助契約弁護士、民事法律扶助契約司法書士、国選弁護人契約弁護士、国選付添人契約弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士、DV等被害者援助弁護士の人数がいずれも令和3年度より増加した。		一般契約弁護士・司法書士を確保するため、日本弁護士連合会、各弁護士会等と連携し、説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配付するなどして各種制度に関する周知や理解を求めた結果、令和3年度と比較して、民事法律扶助契約弁護士、民事法律扶助契約司法書士、国選弁護人契約弁護士、国選付添人契約弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者援助弁護士の人数をいずれも増加させた。			
契約数の増加が鈍化傾向にあることから、単位会員数に占める民事法律扶助契約率が低い地方事務所の把握・分析を行った。	民事法律扶助契約弁護士については、契約数は増加しているが増加数は鈍化傾向にあるため、単位会員数に占める民事法律扶助契約率が低い地方事務所の把握・分析を行った。		また、民事法律扶助業務、国選弁護人契約弁護士及び犯罪被害者支援業務それぞれに関する様々な研修、説明会、協議会等を行い、サービスの質の向上を図った。			
地方事務所においては、弁護士会・司法書士会と連携しつつ、支援センターの業務に関する説明会や協議会を実施したほか、未開催の地方事務所においても、地方協議会の開催等を通じて、民事法律扶助契約弁護士及び民事法律扶助契約司法書士の確保の必要性や民事法律扶助制度に関し、より深い理解を求めるための取組を実施した。	民事法律扶助契約弁護士については、契約数は増加しているが増加数は鈍化傾向にあるため、単位会員数に占める民事法律扶助契約率が低い地方事務所の把握・分析を行った。		以上の事情を考慮すれば、所期の目標を達成していると認められる。			
→民事法律扶助契約弁護士数：令和5年4月1日時点 24,293名 (令和4年4月1日時点から237名増加)	また、地方事務所において民事法律扶助業務に関する研修等を実施したほか、説明会や協議会も複数回にわたり実施し、さらに、国選弁護人契約弁護士及び犯罪被害者支援業務についても、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した形式で研修、説明会及び協議会を実施し、各制度を周知してより深い理解を求めており、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図った。		なお、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が鈍化している点については、法的ニーズへの対応に必要な人数を確保するという目標の趣旨を踏まえつつ、引き続き、原因の分析及び必要な対応策の検討が求められる。			
民事法律扶助契約司法書士数：令和5年4月1日時点 7,555名 (令和4年4月1日時点から30名増加)	以上から、所期の目標を達成したもの					
2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保						
全地方事務所において、国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の周知のための説明会や協議会（弁護士会との共催を含む。）を開催したり、同業務周知のための説明資料の配布を行うなどして、同業務制度の周知を行った。						
→国選弁護人契約弁護士数：令和5年4月1日時点 31,755名 (令和4年4月1日時点から805名増加)						
国選付添人契約弁護士数：令和5年4月1日時点 16,150名 (令和4年4月1日時点から241名増加)						
3 被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者援助弁護士の確保						
(1) 日本弁護士連合会との協議の場において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請						

<p>等を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、被害者参加人のための国選弁護制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。</p> <p>→被害者参加弁護士契約弁護士数：令和5年4月1日時点 5,756名 (令和4年4月1日時点から125名増加) うち女性弁護士数：令和5年4月1日時点 1,353名 (令和4年4月1日時点から51名増加)</p> <p>(2) 日本弁護士連合会との協議の場において、同連合会の犯罪被害者支援委員会委員、両性の平等委員会委員及び子どもの権利委員会委員に対し、DV等被害者法律相談援助の運用状況を説明するとともに、DV等被害者法律相談援助契約締結に向けての協力要請を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、DV等被害者法律相談援助制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた。</p> <p>→DV等被害者援助弁護士数：令和5年4月1日現在2,263名 (令和4年4月1日時点から65名増加) うち女性弁護士数：令和5年4月1日現在776名 (令和4年4月1日時点から18名増加)</p>	<p>と考える。</p>	
---	--------------	--

4 サービスの質の向上

(1) 民事法律扶助業務

前記1の講習会や説明会、協議会において、依頼者への制度説明、適切な事件管理と報告の徹底を求めるなどし、民事法律扶助制度に対し、より深い理解を求めて弁護士・司法書士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするよう努め、サービスの質の向上を図った。

(2) 国選弁護等関連業務

ア 研修、協議会、説明会等の実施

46の地方事務所（支部を含む。）において、延べ144回、刑事弁護に関連した研修、協議会、説明会等を実施した（弁護士会等との共催を含む。）。その内容としては、新規登録弁護士を対象とした国選弁護・付添制度の研修や裁判員裁判の弁護活動に関する説明会、休日国選業務を含む国選指名通知態勢に関する協議会などであった。

イ 報酬請求に関する規程等の周知

諸規程の正確な理解が的確な報告と過誤事案の防止にとって重要であるた

め、54の地方事務所（支部を含む。）において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対して、判決書謄本の交付手数料の取扱変更のほか、国選弁護人等に支給すべき報酬等の算定の基礎となる報告書の作成上の留意事項についての周知を行った。

(3) 犯罪被害者支援業務

全地方事務所において、犯罪被害者に対する法的支援を適切かつ充実したものとするため、被害者参加人のための国選弁護制度及びDV等被害者法律相談援助並びにこれらの制度に関連する法律業務につき、以下の取組を実施した。

- ・ 弁護士会主催の説明会、協議会等への参加
- ・ 地方事務所主催の説明会、協議会等の実施
- ・ 地方事務所・弁護士会共催による研修、説明会、協議会等の実施

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
1－5	事務所の存置等						
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。</p> <p>【困難度：高】事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要があり、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、困難度は高い。</p>				関連する政策評価・行政事業レビュー		
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
出張所数	(参考指標)	—	5か所				(参考情報) 令和3年度：5か所（うち2か所が被災地出張所）
扶助・国選対応地域事務所数	(参考指標)	—	3か所				(参考情報) 令和3年度：3か所
司法過疎地域事務所数	(参考指標)	—	34か所				(参考情報) 令和3年度：34か所

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標	<p>第3・2(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、以下のとおり、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行う。</p> <p>また、事務所の施設等については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に照らし、高齢者や障害者等に対する合理的配慮を的確に行う。</p> <p>ア 出張所</p> <p>地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大・大規模な自然災害発生等の緊急時における業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方について見直しを進める。</p> <p>東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における法的ニーズ等を踏まえ、必要な見直しを進める。</p> <p>イ 扶助・国選対応地域事務所</p> <p>扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。</p> <p>ウ 司法過疎地域事務所</p> <p>司法過疎地域事務所の設置については、地元弁護士会等と協議を行うなどして設置の要否等について検討を行うとともに、引き続き、設置基準を設定した上で、その検討過程を明らかにする。また、常勤弁護士を除く登録弁護士数や一般契約弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置された意義・効果等に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。</p>
中期計画	<p>I・2(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不断に検討し、必要な見直しを進める。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、支援センターが全国で賃貸する事務所等におけるバリアフリー化を一層推進するほか、高齢者・障がい者等に配慮した職員の対応や情報提供等の環境整備を進める等、合理的配慮を的確に行うための取組を推進する。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。</p> <p>ア 出張所</p> <p>地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、自然災害等の発生に伴う緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられるよう、業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方の見直しを進める。</p> <p>また、法テラス震災特例法が令和3年3月31日を限りに効力を失った後も設置を継続することとした東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。</p> <p>イ 扶助・国選対応地域事務所</p> <p>当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量</p>

	<p>等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。</p> <p>ウ 司法過疎地域事務所</p> <p>司法過疎地域事務所については、その制度趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、登録弁護士数、一般契約弁護士数、実働弁護士一人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、日本弁護士連合会又は地元弁護士会等と協議を行うなどして事務所の設置、存続及び統廃合を検討する。</p> <p>なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。</p>
年度計画	<p>I・2(3) 事務所の存置等</p> <p>事務所については、その存置・移設・設置の必要性について検討し、必要な見直しを進める。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、支援センターが全国で賃貸する事務所等におけるバリアフリー化を一層推進するほか、高齢者・障がい者等に配慮した環境整備を進めるため、職員に対し、利用者への対応に関する研修を受講させる等、合理的配慮を的確に行うための取組を推進する。</p> <p>ア 出張所</p> <p>地方事務所と地理的に近接する出張所については、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量に加え、自然災害発生時等の緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられるよう、業務継続体制の観点も踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織の在り方の見直しを進める。</p> <p>また、東日本大震災の被災地への設置を継続した2出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえつつ、必要な見直しを進める。</p> <p>イ 扶助・国選対応地域事務所</p> <p>当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況のほか、事務所の維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。</p> <p>ウ 司法過疎地域事務所</p> <p>司法過疎地域事務所については、その制度趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、登録弁護士数、一般契約弁護士数、実働弁護士一人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会又は地元弁護士会等と協議を行うなどして事務所の設置、存続及び統廃合を検討する。</p> <p>なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。</p>

主な評価指標	事務所の業務実施体制の見直しに向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料5】	評定	B	評定	B
1 高齢者・障がい者等に対する合理的配慮を行うための取組等	評定に至った理由		評定に至った理由	
高齢者・障がい者等の来所に配慮するため、バリアフリー情報を支援センターホームページ上に引き続き掲載し適宜更新するなど、環境整備を進めるための検討を行った。 また、「職員による障害を理由とする差別に関する障害者等からの相談」に的確に対応するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程を改正し、相談体制を充実させた。 さらに、支援センターでは、全職員向けに「高齢者・障がい者対応マニュアル」を配布し、障がい者への合理的配慮に対する理解の浸透を図っているところ、障がいを持った利用者に対する接遇スキルの向上のため、本部主導により、新入職員、常勤弁護士及び情報提供専門職員に対する研修を行ったほか、本部職員数名がサービス介助士の資格を取得するなど、合理的配慮を的確に行うための取組を行った。	高齢者、障がい者等への配慮については、ホームページで各事務所のバリアフリー状況の確認を可能とすることで、高齢者・障がい者が来所する際の不安の解消につなげた。 また、相談体制についての規程の改正、職員に対する各種研修の実施、職員においてサービス介助士の資格の取得など、合理的配慮に資する取組を的確に行った。 出張所については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等の把握・分析に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所の執行部と協議を行うなどして、必要な見直しに向けた検討を行った。被災地出張所については、被災地におけるニーズや復興の状況等諸事情を踏まえ、見直しに向けた検討を行った。		高齢者、障がい者等への配慮については、ホームページにおける各事務所のバリアフリー状況に係る記載の充実、相談体制に係る規程の改正、職員に対する各種研修の実施、職員によるサービス介助士資格の取得等、合理的配慮を的確に行うための取組を実施した。 出張所及び扶助・国選対応地域事務所については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等、事務所形態に即した情報の把握・分析に努め、存置等に関する検討を行った。 また、司法過疎地域事務所については、新規配置には至らなかったものの、全地方事務所からの意見聴取を行い、日本弁護士連合会との間で協議・検討を重ねた上、具体的に設置等を検討すべきとなった地域に関しては、日本弁護士連合会と地元弁護士会、支援センター本部と地方事務所との間で協議を行っている。	
2 出張所	扶助・国選対応地域事務所については、地域の実情や常勤弁護士の業務量等を踏まえて検討を行った。		したがって、所期の目標を達成したと認められる。 なお、総合法律支援の基本理念を踏まえ、司法過疎地域事務所の設置	
地方事務所と地理的に近接する出張所については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等を把握・分析し、組織運営を合理化する方向での見直しに向けた検討を行った。 また、東日本大震災の被災地への設置を継続した2か所の出張所については、被災地における需要や出張所の業務量、維持コスト等を踏まえ検討を行った結果、依然として需要が見込まれることから、現状変更の必要はないとの結論に至った。	司法過疎地域事務所については、全地方事務所からの意見聴取結果を踏まえつつ、あらかじめ設定した司法過疎地域事務所の設置基準に該当する地域を抽出した上で、日本弁護士連合会との間での继			
3 扶助・国選対応地域事務所				
扶助・国選対応地域事務所が設置された地域における一般契約弁護士数の増加状況等のほか、常勤弁護士の業務量等を踏まえて検討を行った結果、依然として扶助・国選対応地域事務所を存置する需要が見込まれることから、令和4年度中の扶助・国選対応地域事務所の統廃合の必要はないとの結論に至った。				
4 司法過疎地域事務所				

常勤弁護士の配置に関する議論として司法過疎地域事務所の新規設置、存続及び統廃合の要否について、全地方事務所から各地の実情を踏まえた意見を聴取するとともに、司法過疎地域事務所の設置基準に該当する地域を抽出する作業を行った。

上記各結果を踏まえ、日本弁護士連合会との間で、以下のとおり、司法過疎地域事務所の設置、存続及び統廃合について協議・検討した。

配置ライン協議 9回

作業部会 6回

その他協議 3回

上記検討過程において、具体的に設置等を検討すべきとなった地域については、日本弁護士連合会が地元弁護士会と適宜協議を実施したほか、支援センター本部において、3つの地方事務所との間で、合計4回協議を実施した。

以上の協議・検討の結果、令和4年度中の司法過疎地域事務所の新規設置や統廃合は行わなかった。

統続的な協議を実施するとともに、必要に応じて地方事務所等との協議を実施し、支援センター本部で諸要素を総合勘案した結果、令和4年度中の新規設置や統廃合は行わないとの結論に至った。

以上のとおり、高齢者・障がい者に対する合理的配慮を的確に行うための取組を行ったほか、事務所の設置、存続及び統廃合につき、左記で明らかにしたとおり、関係機関等とも継続的な協議を行い、必要な検討をするなど、十分な取組を実施した。

以上から、所期の目標を達成したものと考える。

基準を満たす地域については、同事務所の設置に向けた取組を積極的に進めるべきである。また、こうした取組については、具体的な検討・協議の状況等が明確化されることを期待したい。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（I. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	司法アクセス拡充のための体制整備		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
							(参考情報) 令和3年度：50地方事務所（合計回数：66回）
各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所				
人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が年度計画で定める件数以上の自治体の数	左記の実施件数が、次の条件を満たす自治体の数を中期目標期間を通じて増加させる。 ①令和3年度時点1.5件未満の自治体（564か所）については1.5件以上 ②同時点1.5件以上2件未満の自治体（411か所）については2件以上	—	① 149か所 ② 111か所				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第3・3 司法アクセス拡充のための体制整備</p> <p>関係機関連絡協議会、地方協議会の開催及び業務説明等により、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との緊密な連携を図るとともに、指定相談場所における相談、巡回・出張相談による法律相談体制の整備、ケース会議への出席体制の整備等を含め連携をいかした具体的取組の推進により、地域の実情に応じた司法アクセス拡充のための体制整備を図る。なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。 人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が年度計画で定める件数以上の自治体の数を、中期目標期間を通じて増加させる。
中期計画	<p>I・3 司法アクセス拡充のための体制整備</p> <p>本部及び各地方事務所において、地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る支援センター内外の資源を的確に把握した上で、関係機関連絡協議会や地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化に加え、指定相談場所の指定、巡回・出張相談の活用、司法ソーシャルワークの実施などを推進し、司法アクセス拡充のための体制整備を行う。</p> <p>なお、その際には電話・オンラインも活用し、効率的な司法アクセス拡充を推進する。</p>
年度計画	<p>I・3 司法アクセス拡充のための体制整備</p> <p>(1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。</p> <p>また、本部は、各地方事務所が地域の実情に応じた司法アクセスの拡充のための体制整備を効果的・効率的に行えるように、各種データの分析、各地域における取組事例の共有、研修、体制整備を促進させる資料や動画等のコンテンツの作成、関係機関に対する広報等を行う。</p> <p>(2) 各地方事務所において、地方協議会を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知した上で、参加者からの意見を聴き、司法アクセスに関する地域のニーズ等を把握して業務運営の参考とする。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数に加え、オンラインによる開催等開催方法についても工夫し、特に議題については、在留外国人への対応、自然災害対応など、支援センターを取り巻く昨今の問題を踏まえたものや、司法アクセス拡充のための体制整備の推進に資するものとする。また、参考となる取組・事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>また、本部との連携の下、司法アクセスの地域課題と利用し得る支援センター内外の資源の分析、地域課題の解決策と行動計画の策定をワークシート等を用いて行った上で、地域の実情に応じた司法アクセスの拡充のための体制整備を効果的・効率的に行う。実施に当たっては、地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の手段による関係機関との連携強化、指定相談場所相談、巡回・出張相談・通常時電話等相談の活用、司法ソーシャルワークの実施を始めとする体制整備の各手段（電話・オンラインによるものを含む。）を有機的に活用する。</p> <p>(3) 以上の結果として、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談援助の実施件数が、令和3年度時点1.5件未満の自治体については1.5件以上、同時点1.5件以上2件未満の自治体については2件以上となる自治体の数を、令和3年度よりも増加させる。</p>

主な評価指標		司法アクセス拡充のための体制整備に向けた取組状況							
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価					
業務実績		自己評価		評定		A			
業務実績等報告書（資料編）：【資料44、45、46、47】									
1 司法アクセス拡充のための体制整備				評定に至った理由		評定に至った理由			
(1) 本部における取組				本部においては、関係機関連絡協議会により関係機関と緊密な連携を図り、支援センターの活動実績を関係機関に報告するなど、今後の活動方針を協議したほか、各種データの整理や体制整備に関する取組事例の共有、情報発信についての研修を行った。		本部及び各地方事務所において、司法アクセス拡充に向けた各種取組が行われた。			
ア 関係機関連携協議会の開催				本部においては、地方協議会を全国の50地方事務所全てにおいて合計67回開催し指標を達成した。また、司法アクセス拡充のために、地域課題を分析し、優先課題を解消する取組や、関係機関主催のケース会議に弁護士を派遣する取組を行った結果、中期目標上の取組対象である975の自治体のうち、260の自治体において、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談援助の実施件数の区分が上昇し、指標を達成した。なお、指標それ自体ではないものの、全体の割合という意味では、人口1,000人当たり1.5件未満の自治体の数が4%増加し、2件以上の自治体の数が3%減少した点は課題である。今後、地方事務所においては優先的な地域課題について限られた内外の資源を集中投下し体制整備を図る、本部においてはホームページの充		評価対象となる指標として、各地方事務所において地方協議会を毎年度開催することとされているところ、少人数制やオンライン形式を活用し、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮しつつ、支援センターの業務や昨今の問題をテーマとして取り上げ、全国の50地方事務所において地方協議会を合計67回開催し、目標を達成した。			
イ 各種データの整理				また、もう一つの指標についても、各地の地域課題を具体的に把握した上で優先課題の解消に取り組んだり、ケース会議弁護士派遣モデル事業を試行したりするなどし、その成果として、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が定められた数値以上となる自治体数が増加し、目標を達成した。		さらに、政府の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議による取りまとめに基づき、令和4年11月、速やか			
① 地図による可視化									
自治体別の人団当たりの民事法律扶助の件数等を地図で可視化したデータを作成した。									
② 指標達成状況の把握									
自治体別の人団当たりの民事法律扶助に基づく法律相談件数の推移を毎月確認するシートを作成した。									
③ 体制整備に関する活動の把握									
各地方事務所が行う地方協議会の開催、業務説明を含む法制度情報等の提供、広報等の取組について、その効果を横断的に確認するためのシートを作成した。									
ウ 取組事例の共有									
① 事例集の作成									
各地方事務所が作成する体制整備に関するワークシート（後記1(2)イ参照）を編集し、取組事例の共有を行うための事例集を作成した。									
② 情報交換会の開催									
地方事務所の職員を対象に、遠隔地へのアプローチやケース会議弁護士派遣モデル事業（後記1(2)ウ参照）をテーマにした情報交換会を複数回開催した。									
エ 研修									
① メディア対応									

<p>地方事務所が各地域のメディアを通じて効果的な情報発信ができるようになるため、報道機関の記者を講師に招き、記者との接点の作り方や効果的なプレスリリースの作成方法等を学ぶ研修を実施した。</p> <p>② ホームページ</p> <p>広報アドバイザーを講師に招き、見やすく分かりやすいホームページの作り方やホームページと他の広報媒体との連携のさせ方等を学ぶ研修を実施した。</p> <p>才 コンテンツ作成・関係機関に対する広報</p> <p>① 白書</p> <p>令和3年度版法テラス白書に「生活困窮者支援における福祉と司法の連携の意義と課題」と題する特集を掲載し、連携のメリットやセンターにおける生活困窮者支援の取組を、外部の有識者等のインタビューも交えながら紹介した。本特集は、全国社会福祉協議会発行のニュースレター、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークの運営する「困窮者支援情報共有サイト」等を通じて、生活困窮者支援に関わる関係機関に周知した。</p> <p>② 関係機関の機関紙における業務説明</p> <p>全国社会福祉協議会の発行する「社協情報NORMA」や「民生委員・児童委員のひろば」等の機関紙において、関係機関連携に焦点を当てたセンターの業務説明記事を掲載した。</p> <p>③ チラシ</p> <p>地方事務所の広報活動を支援するため、業務説明や広報等に利用可能な各種チラシ（市民向け電話等相談チラシ、関係機関向け自治体等連携型オンライン法律相談チラシ、遠隔地における法律相談会等）のひな形を作成して地方事務所に配布した。</p> <p>④ 講師派遣</p> <p>厚生労働省の実施する「令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修」や同省の実施する「省庁等関係者の権利擁護支援勉強会」に常勤弁護士を講師として派遣し、センターの業務説明や連携事例の説明を行った。</p> <p>⑤ YouTube動画</p> <p>市民向け及び関係機関向けに作成したYouTube動画を通じて、センターの業務や連携のメリット等の周知を図った。主な動画の令和4年度における再生回数は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3分で解説！法テラスの使い方 5,286 回 	<p>実、動画コンテンツの作成等により広報を強化し、全体として司法アクセスの底上げを図るなど、より効果的・効率的な役割分担を進めていく必要があると考えられる。</p> <p>それに加えて、政府の「旧統一教会問題関係省庁連絡会議による取りまとめ「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」に基づき、極めて短期間のうちに、対応部署を新設した上、同会議が設置した「合同電話相談窓口」の機能等を継承した対応ダイヤルを開設し、その運用を開始することで、旧統一教会問題及びこれと同種の問題に関する問合せに対し、適切な相談窓口等を案内するなど、問題解決を図るために必要な対応を行った。また、こうした取組を行うに当たっては、同じく極めて短期間で、法務省を始めとする関係省庁との連携はもとより、日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団、全国靈感商法対策弁護士連絡会、法務少年支援センター、日本公認心理師協会、日本臨床心理士会、日本社会福祉士会等の各種関係機関・団体等との緊密な連携を図り、弁護士・心理専門職等を配置とともに、必要な助言や情報共有を受けるなどした。さらに、こうした連携を基に、弁護士、心理専門職、社会福祉士及び消費生活相談員が相談を受けるワンストップ型の相談会実施も実現した。そして、これらの取組は、単に迅速に対応したというだけでなく、法的支援以外の必</p>	<p>に特定施策推進室を新設した上、靈感商法等対応ダイヤルを開設し、旧統一教会問題等に関する相談を受け付け、同室に配置した弁護士・心理専門職等の知見を活用するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、問題解決を図るため必要な対応を行った。</p> <p>この取組は、法的問題を含む問題に直面している方の司法アクセス拡充を図る取組の一つに位置付けられるところ、極めて迅速な対応が求められた上、幅広い関係機関・団体等との連携や、法的支援にとどまらない総合的支援が必要となるなど、困難度の高い取組であったといえる。</p> <p>それにもかかわらず、支援センターが、これまで積み重ねてきた知見や関係機関等との連携を活用しつつ、迅速かつ的確に対応したことは高い評価に値する。</p> <p>以上のとおり、二つの指標に関する目標をいずれも達成したことに加え、困難度の高い取組を的確に実施したこと等を考慮すれば、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p> <p>なお、支援センターが指摘するおり、人口1,000人当たりの民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数が2件以上の自治体数が減少し、同実施件数が1.5件未満の自治体数が増加した点は今後の課題であり、改</p>
--	---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 3分で解説！債務整理のキホン 1,221回 ・ 3分で解説！養育費請求のしかた 883回 ・ 3分で解説！離婚手続のキホン 1,284回 ・ 福祉の現場にひそむ法的リスクシグナルの見つけ方 371回 ・ セーフティネットとしての法的支援 576回 ・ 法テラスの使い方～地域福祉機関との連携～ 1,080回 ・ 上手な法的支援の使い方 福祉と司法の座談会 910回 <p>(2) 各地方事務所における取組</p> <p>ア 地方協議会の開催</p> <p>① 開催状況</p> <p>　　全国の50地方事務所において合計67回開催した。</p> <p>② 開催に当たり工夫した点等</p> <p>　　地方協議会の開催に当たっては、司法ソーシャルワークの一層の展開を図るべく、連携先となる福祉機関・団体を中心に参加を呼び掛けるとともに、支援センターにおける業務や昨今の問題をテーマとした。</p> <p>　　(主な協議会のテーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者・障がい者支援について (41回) ・ 特定援助対象者法律相談援助について (39回) ・ 司法ソーシャルワークについて (37回) ・ 常勤弁護士の活動報告について (27回) ・ DV等被害者法律相談援助について (16回) ・ 新型コロナウイルス感染症に係る対応について (9回) ・ 外国人対応について (6回) <p>　　開催形式については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、複数の地方事務所においてオンライン形式で開催したほか、集合形式の場合は少人数での開催とするなど、感染予防に留意しつつ活発な意見交換がなされるよう工夫を講じた。</p> <p>　　また、実施結果及び聴取した意見等を踏まえて、新たな連携の在り方を検討した。</p> <p>③ 参考となる取組・事例の共有</p> <p>　　司法アクセス拡充のための体制整備に参考となる各地の取組・事例については、支援センター内のグループウェアに掲載し、全国で共有した。</p> <p>イ ワークシートによる体制整備の計画検討と実施</p>	<p>要な支援についても総合的・一体的に対応を行うものであったことや、そのための心理専門職等の配置、それを活用したワンストップ型相談会の実施、同じく被害者救済に取り組む弁護団との連携という点で、従前のセンターには見られなかった新たな取組であるとともに、今後の総合法律支援がより一層発展していくための礎を築くものでもあった。</p> <p>　　よって、所期の目標との関係では、指標自体は達成しつつもそれに関連する事項で課題が明らかになりはしたが、年度途中から顕在化した「旧統一教会」問題というそもそも予測し難い外部要因に対して支援センターが即時適切に対応できたということは、それ自体が、支援センターが従前から司法アクセス拡充のための体制整備に努めてきた成果だと考えられる。その上で、今回の「旧統一教会」問題及びこれと同種の問題に関する対応といった新たな取組を通じ、社会のニーズに応えるとともに、今後の総合法律支援の発展可能性を残したことは、上記課題があるとしてもなお、評定において大きく考慮されるものと考える。</p> <p>　　以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	<p>善に向けた取組が求められる。</p> <p>　　また、今後も、支援センターにおいて、社会的に問題が指摘されている諸課題に適切に対応し、国民の司法アクセス拡充が図られることを期待したい。</p>
--	--	---

各地方事務所において、司法アクセスの地域課題と利用し得る支援センター内外の資源の分析、地域課題の解決策と行動計画の策定をワークシート等を用いて行った上で、各地域の司法アクセスに関する優先課題の解消に取り組んだ。

多くの地方事務所が地域課題として取り上げたのは遠隔地（弁護士等が近くにいない地域）の法律相談体制整備であった。これらの地域では、電話相談の積極的な制度周知や、自治体等に設置したパソコンでオンライン法律相談を実施する自治体等連携型オンライン法律相談の試行を行った。

ウ ケース会議弁護士派遣モデル事業

関係機関の主催するケース会議に弁護士を派遣し、その費用をセンターへの寄附金から支出する制度を8事務所において試行的に行なった。派遣実績は139件であった。同制度の試行により、ケース会議に弁護士が関わることのメリットが認知されたこともあり、一部の自治体では、弁護士派遣の費用が自治体において予算化された。

(3) 指標の達成状況

以上の取組の結果、中期目標上の指標の達成状況は、次のようになった。

ア 令和3年度時点1.5件未満の自治体564か所のうち、99か所が1.5件以上2未満に、50か所が2件以上となった。

イ 令和3年度時点1.5件以上2件未満の自治体411か所のうち、111か所が2件以上となった。

(4) 指標外の参考数値

令和3年度時点2件以上の自治体921か所のうち、131か所が1.5件以上2件未満に、57か所が1.5件未満となった。また、令和3年度時点1.5件以上2件未満の自治体411か所のうち、115か所が1.5件未満になった。このように特に令和3年度時点2件以上の自治体における下位区分への変動の影響もあり、各区分に相当する自治体の数は次のように変化した。

(2件以上の自治体)

921か所（令和3年度）から894か所（令和4年度）に減少（3%減）

(1.5件以上2件未満の自治体)

411か所（令和3年度）から415か所（令和4年度）に増加（1%増）

(1.5件未満の自治体)

564か所（令和3年度）から587か所（令和4年度）に増加（4%増）

2 霊感商法等に関する取組

(1) 特定施策推進室の新設及び靈感商法等対応ダイヤルの開設

「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、法務大臣の主宰により開催された「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議による取りまとめ「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化の方策」に基づき、令和4年11月11日に対応部署である特定施策推進室を新設した上、同月14日、同会議が設置した「合同電話相談窓口」の機能等を継承した靈感商法等対応ダイヤル（以下「対応ダイヤル」という。）を開設し、その運用を開始した。対応ダイヤルでは、国内外から、電話（国内からはフリーダイヤル）及びメール（12月1日から受付開始）により、旧統一教会問題及びこれと同種の問題に関する問合せを受け付け、特定施策推進室に配置した弁護士・心理専門職等の知見を活用するとともに、関係機関等と連携しながら、適切な相談窓口等を案内するなど、問題解決を図るため必要な対応を行った。対応ダイヤルには、令和5年3月末までに累計3,796件（うち旧統一教会を相手方とするものは754件）の相談が寄せられた。

(2) 関係機関・団体等との連携

こうした取組を行うに当たっては、法務省を始めとする関係省庁との連携はもとより、金銭的トラブル、心の悩み等の様々な問題に適切に対応できるよう、日本弁護士連合会、全国統一教会被害対策弁護団、全国靈感商法対策弁護士連絡会、法務少年支援センター、日本公認心理師協会、日本臨床心理士会、日本社会福祉士会等の各種関係機関・団体等との緊密な連携を図り、弁護士・心理専門職等を特定施策推進室に配置するとともに、必要な助言や情報共有を受けるなどした。

(3) ワンストップ型相談会の企画・実施

令和5年3月21日、靈感商法等のトラブルを抱える方を対象に、全国靈感商法対策弁護士連絡会所属の弁護士、常勤弁護士、心理専門職、社会福祉士及び消費生活相談員が相談を受けるワンストップ型相談会を実施した。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-7	適切な情報提供の実施		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			4	4.4			(参考情報) 令和3年度の調査結果：4.5
利用者満足度調査における評価	5段階評価で平均4以上の評価の維持	4	4.4				(参考情報) 令和3年度の調査結果：4.5
コールセンターの対応件数	(参考指標)	—	399,812件				(参考情報) 令和3年度：377,753件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>民事裁判手続等のIT化等を含むデジタル化社会の進展及び多様化する利用者の法的ニーズに適切に対応するため、法関連情報のデジタル配信等、情報提供の手段の多様化を図るとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。</p> <p>情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。</p> <p>また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。
中期計画	<p>II・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア 民事裁判手続等のIT化等を含む社会のデジタル化・オンライン化の流れや利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。</p> <p>イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携や、各地域に根差した柔軟な対応が可能であるという特性をいかし、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。</p>
年度計画	<p>II・1(1) 適切な情報提供の実施</p> <p>ア ホームページ等を活用した情報提供の充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登載する情報を充実させる。また、成年年齢の引下げ等最新の法制度情報を反映するなどしてFAQの充実を図る。</p> <p>イ 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを活用するなどして、その連携を強化する。</p> <p>ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士につなげたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決につながる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組を実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。</p> <p>エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。</p>

主な評価指標		情報提供業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料49】		評定	A	評定	A
支援センターの情報提供業務は、コールセンターと地方事務所において、日々多数の問合せに対応している。令和4年度のコールセンターの対応件数は、399,812件であり、前年度より22,059件増加した。また、地方事務所の対応件数は226,110件であり、前年度より9,471件増加した。		評定に至った理由		評定に至った理由	
<p>1 利用者の多様なニーズへの対応</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に関する取組</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応では、令和2年度に開設したホームページ上の特設ページに掲載したQ&Aを適時に更新するなどして速やかに情報提供を行うなど、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。</p> <p>(2) 高齢者・障がい者のニーズへの対応</p> <p>全国の事務所の情報提供専門職員144名に対し、高齢者・障がい者に関する知識、必要とされる配慮、対応等に関する研修を行った。</p> <p>(3) F A Qの追加更新・活用</p> <p>F A Qをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データベース上のF A Qの随時更新及び件数増加 ・ 「キーワード検索」で表示されるよく利用されるF A Q1,125件をホームページ上で継続公開 ・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受けてホームページ上に掲載していたQ&Aを随時更新 → 新型コロナウイルス感染症Q&Aページ閲覧人数：9,624人（令和3年度：86,250人） <p><令和4年度F A Q更新等件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規追加件数：43件 ・ 更新件数（利用のないF A Qの登録抹消等を含む。）：129件 (なお、これらを含むF A Q登録総件数:5,144件（うち震災関連506件）) <p>(4) 関係機関データベースの更新・追加</p> <p>データベースをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。</p>		<p>利用者の多様なニーズや社会情勢の変化に対応するため、F A Qや関係機関のデータベースを随時追加修正するなどした。特に、新型コロナウイルス感染症への対応ではQ&Aの更新と情報提供を行い、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。ホームページの新型コロナウイルス感染症Q&Aページの閲覧人数は9,624人となった。</p> <p>情報提供担当者に対しては、第三者による客観的評価の結果を踏まえ、電話応対等に関する対処方法につき、音声ログのフィードバック等、実効的な研修を実施した。また、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターにおける資力要件確認や地方事務所からコールセンターへの電話の転送等を行うことにより、サービスの質の向上を図った。加えて、地方事務所の情報提供専門職員に対する研修や意見交換会も実施し、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。</p> <p>前年度に作成した地方事務所における情報提供業務の基本方針に基づき、福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護</p>		<p>指標である利用者満足度調査における評価について、5段階評価の平均は4.4であり、基準値である4を大きく上回った。</p> <p>内訳について見ると、ホームページにおけるアンケートでは3.9と令和3年度を下回ったものの、コールセンターにおけるアンケートでは4.8と同年度と同じであり、地方事務所等におけるアンケートでは4.5と同年度を上回った。</p> <p>また、3段階評価である多言語情報提供サービスにおけるアンケートでは2.9という高い評価を得た。</p> <p>参考指標であるコールセンターの対応件数は、令和3年度比で約6%増加しているほか、地方事務所の対応件数は約4%増加した。</p> <p>情報提供業務は、利用者と支援センターが最初に接するところであり、その役割は非常に重要であるが、対応件数が増加する中で、利用者満足度調査において基準値を大きく上回る評価を得られた点は、高く評価すべきである。</p> <p>具体的な取組について見ると、情報提供職員に対する各種研修を実施</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関データベースの継続的な更新及び新規登録 ・ 「相談窓口検索」のホームページ上での継続公開 <p><令和4年度関係機関データベース更新等件数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に追加した関係機関の窓口件数：約60件 ・ データベースの更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。） ：約2,700件 (なお、これらを含む関係機関登録件数：約22,000件) <p>(5) チャットボット導入に向けての検討</p> <p>若年層や聴覚障がい者等への電話以外の方法による情報提供の機会を拡充するための今後の方策として、チャットボット導入事例の研究や支援センターで導入する際の業務フローの検討等を実施した。</p> <p>2 質の高いサービスの維持・向上</p> <p>(1) 情報提供担当者のサービスの質の向上</p> <p>ア 社会福祉士資格等を有する職員の配置と第三者による客観的評価の活用</p> <p>福祉機関等との連携を模索する方針に基づき、令和元年度から引き続き、全国に社会福祉士資格等を有する職員を配置できるよう採用に努めた。</p> <p>また、第三者による客観的評価に基づき、コールセンターのオペレーターに対し個別に指導を行うとともに、当該評価による指摘を踏まえ、コールセンターや本部における研修計画・内容の充実に努めた。</p> <p>イ 研修等</p> <p>オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDについて、民法改正を踏まえた内容に更新した上で、利便性を高めるため、地方事務所等の端末において視聴できるようにし、これを活用した研修を実施した。</p> <p>また、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースへの対応の検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、情報提供担当者のコミュニケーション傾向に関するチェックリストを用いた自己分析や事例検討を含む高齢者・障がい者に関する知識、必要とされる配慮、対応に対する研修を行い、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。</p> <p>また、コールセンターのスーパーバイザー又はオペレーターに対して、児童虐待対応のためリフカ研修を実施したほか、日弁連委託援助に関する研修等</p>	<p>士・司法書士につなげる取組の継続に加えて、19か所の地方事務所・支部において、生活上のトラブルを抱える利用者を福祉機関等に取り次ぐ取組を実施した。また、23か所の地方事務所・支部において、法律相談前後に行う面談によるきめ細やかな情報提供の取組を実施した。このような取組を研修等の機会に地方事務所に共有した。</p> <p>コールセンターの対応件数は、過去10年度において最も多い件数を記録し、メールによる情報提供件数は、71,287件とこれまで最も多い件数となったことに加え、利用者満足度調査では、ホームページにおけるアンケートで3.9、コールセンターにおけるアンケートで4.8、地方事務所におけるアンケートで4.5といずれも高水準を達成し、全体平均でも4以上の評価を得た。また、外国語話者に対するアンケートでは、令和3年度に引き続き3段階評価で2.9という高水準を達成した。このように件数が大きく増加した状況においても、コールセンターにおける利用者満足度を引き続き高水準に保ち続けた点は大きな成果を上げたものと考える。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	<p>したほか、Q&A、FAQ、関連機関データベース等を随時更新するなどして情報提供の充実を図るとともに、法律相談前後の面談によるきめ細やかな情報提供や、関係機関等への取次ぎ等を一部の地方事務所で実施し、チャットボットの導入に向けた検討も行うなど、様々な取組を積極的に行ってている。</p> <p>こうした事情を踏まえると、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
---	---	---

<p>を行った。</p> <p>(2) 最適な支援への橋渡し</p> <p>利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、地方事務所のナビダイヤルによる振分機能の導入、地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、地方事務所の法律相談へつなげるための資力要件確認サービスの実施、話中電話（話中で応答できない電話）、無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）等のコールセンターへの自動転送（話中転送及び無応答転送）など、コールセンターを一層活用することにより、情報提供業務を効率的に運用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス対象事務所数 ：66地方事務所（支部・出張所を含む）全て (令和3年度：64地方事務所（支部・出張所を含む）) ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス件数 ：61,820件（令和3年度：64,669件） ・ ナビダイヤル振分機能導入事務所数：55地方事務所（支部・出張所を含む） (令和3年度：31地方事務所（支部・出張所を含む）) ・ 話中転送及び無応答転送対象事務所数 ：15地方事務所（支部・出張所を含む） (令和3年度：32地方事務所（支部・出張所を含む）) ・ 話中転送及び無応答転送件数：13,642件（令和3年度：27,378件） ・ 内線転送件数：3,731件（令和3年度：6,603件） ・ メールによる情報提供件数：71,287件（令和3年度：59,754件） <p>3 地方事務所の特性をいかした取組</p> <p>地方事務所における情報提供業務の基本方針（※）に基づき、福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる従前の取組に加えて、19か所の地方事務所・支部において、法的トラブル以外の生活上の問題を抱える支援センターの利用者を自立相談支援機関や地域包括支援センター等の福祉機関等に取り次ぐ取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19か所の事務所における取次件数：102件 (令和3年度：4か所の事務所で32件) <p>また、法律相談前後に行う面談によるきめ細やかな情報提供を23か所の地方事務</p>		
--	--	--

所・支部において実施した。

- 23か所の事務所における相談前後の面談件数：1,044件

上記取組について研修の機会等に地方事務所に共有した。

※ 面談・電話による情報提供を基幹業務と位置付けた上で、各地域の実情に応じ、各事務所で一定の方針を定め、関係機関連携等の専門職員を活用した情報提供を関連業務として実施する方針。

4 アンケート調査の実施

利用者満足度調査の結果、平均で4.4の評価を獲得した。

(1) ホームページにおけるアンケート

(満足度：5段階評価)

3.9（令和3年度：4.2）

対象者：地方事務所等、コールセンター、メールによる情報提供の利用者

調査手法：ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート

調査内容：職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況

(2) コールセンターにおけるアンケート

(満足度：5段階評価)

4.8（令和3年度：4.8）

対象者：コールセンター利用者

調査手法：情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施

調査内容：オペレーターの対応についての満足度

(3) 地方事務所等におけるアンケート

(満足度：5段階評価)

4.5（令和3年度：4.4）

対象者：面談による情報提供を受けた利用者

調査手法：情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施

調査内容：職員の対応についての満足度

(4) 多言語情報提供サービスにおけるアンケート

(満足度：3段階評価)

2.9（令和3年度：2.9）

対象者：多言語情報提供サービスが対応している10言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパ

ール語、タイ語、インドネシア語)により同サービスを利用した外
国語話者のうち、アンケートへの協力に了承した者

調査手法：情報提供直後に通訳業者の聴き取りによるアンケート実施

調査内容：職員の対応についての満足度

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-8	法教育事業及びその関連事業		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			417回 (法教育事業：236回、法教育関連事業：181回)				(参考情報) 令和3年度の合計回数：114回 ※令和3年度は、法教育関連事業を実施した回数を含めていない。 ※左記法教育関連事業の実施回数に、関係機関職員等へ業務説明のみを実施した回数（686回）は含めていない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価

中期目標	<p>第4・1(2) 法教育事業及びその関連事業</p> <p>法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業及びその関連事業の内容・手法・目標を具体的に定めた上で、その充実を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民向け法教育事業及びその関連事業について、年度計画で定めた回数実施する。
中期計画	<p>II・1(2) 法教育事業及びその関連事業</p> <p>法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担や社会のデジタル化・オンライン化の流れを踏まえつつ、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて、一般市民向け法教育事業及びその関連事業を実施する。</p>
年度計画	<p>II・1(2) 法教育及びその関連事業</p> <p>支援センターは、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業を実施するとともに、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資する法教育関連事業を実施する。具体的には、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえて、同感染症に係る問題に直面した社会や国民生活の状況に応じた内容、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等について検討を引き続き進め、感染防止及び感染対策に十分配慮した上で、各地の実情に応じて、若年層、高齢者、在留外国人及びその支援者等を対象とする法教育事業及びその関連事業の充実に努める。その上で、新型コロナウイルス感染症の感染者数等の状況も踏まえつつ、全国で法教育事業及びその関連事業を合計100回以上開催するよう努める。</p>

主な評価指標	法教育に資する情報の提供等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料50】				
1 具体的な取組内容や方法に関する計画の策定	評定	A	評定	A
令和4年度から、支援センターの取組内容を、法教育事業及びその関連事業と区分し、前者は一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした取組であり、後者は関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした取組であると定めた。	評定に至った理由	法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、支援センターの取組内容を、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業であると位置付け、これに沿った実施計画の策定・実施に取り組んだ。	支援センターの法教育に関する取組内容について、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業とに区別した上で、それぞれに対応する講演会、意見交換会、出前授業、業務説明等を精力的に実施した。	支援センターの法教育に関する取組内容について、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした法教育事業と、関係機関職員等を対象に一般市民の支援に資することを目的とした法教育関連事業とに区別した上で、それぞれに対応する講演会、意見交換会、出前授業、業務説明等を精力的に実施した。
具体的な取組としては、シンポジウム、イベント、講演、講座、事例検討会等を実施することとしたが、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえて、同感染症に係る問題に直面した社会や国民生活の状況に応じた内容、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等について検討を引き続き進め、感染症対策に十分配慮した上で、各地の実情に応じて、若年層や高齢者を対象とする企画、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施するよう努める計画とした。	評定に至った理由	地方事務所において、一般市民に向けて開かれた企画や関係機関職員等を対象とした企画を実施するなど各地において工夫を凝らしながら、一般市民向け講演会や関係機関職員向けの事例検討会等を多数回実施し、法教育事業及びその関連事業の充実を図った。	その結果として、法教育事業を236回、法教育関連事業を181回の合計417回実施し、指標の基準値である100回を大きく上回った。	令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度残存していたにもかかわらず、同感染症対策として、集合形式のみならずオンライン形式も効果的に活用しながら、支援センターにおいて特に重点的に対応すべき若年層や高齢者を対象とする企画や、図書館や大学等との共催による企画を数多く実現させた点は、高い評価に値する。
本部においては、法教育事業及びその関連事業に関するホームページでの情報発信、地方事務所が法教育企画を立案する際の参考とするための法教育教材などの資料の共有や、地方事務所の法教育事業及びその関連事業に用いることを目的とした動画の作成を計画した。	評定に至った理由	これらの取組により、令和4年度の一般市民向け法教育企画における実施回数は236回であり、関係機関職員等を対象とした法教育関連事業の実施回数は181回（業務説明のみを実施した686回を含まない。）であった。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインセミナー等の企画を進めなどの取組を前年度から継続することにより、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況の中において	以上の事情から、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	以上の事情から、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
2 法教育事業及びその関連事業の取組	(1) 法教育事業及びその関連事業の実施状況	各地の地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士等による学校における出前授業等のほか、関係機関職員等を対象にした業務説明や事例検討会等を実施した（合計417回）。一般市民対象の法教育事業が236回、関係機関職員対象の法教育関連事業が181回（業務説明のみを実施した686回を含まない。）。それらの実施に際しては、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮した企画とするなど、各地において工夫を凝らしながら、法教育事業及びその関連事業の充実を図った。	・ オンラインセミナー等の企画（集合形式との併用含む。） 61件 令和4年度に地方事務所が実施した一般市民向けの取組のうち、図書館や大学	年次評価 2-8 法教育事業及びその関連事業

<p>等との共催による取組については、令和5年度以降も引き続き力を入れて取り組んでいきたいと考えている。これらの取組は、そのほとんどが共催先の施設を会場とした企画であり、広報活動についても図書館や大学側の協力を得られること多く、一定の参加人数を見込むことができることから、当センターの課題でもあった若年層を意識した法教育事業として位置付けている。</p> <p>一方で、超高齢社会の中で、相続や成年後見制度等の法教育の重要性が増していることから、高齢者を対象とする企画についても引き続き行っている。</p> <p>【主な実施例】</p> <p>(神奈川)</p> <p>名称：女性のための法律講座～知っておきたい知識と法律～ 実施内容：弁護士による法律講座 ※神奈川地方事務所管轄内の市民を対象に集合形式にて実施 参加者：一般市民 参加人数：27名</p> <p>(旭川)</p> <p>名称：地域で支える成年後見制度 実施内容：弁護士による法律講座 ※旭川地方事務所管轄内の市民を対象に集合・オンライン併用形式にて実施 参加者：一般市民 参加人数：76名</p> <p>(愛媛)</p> <p>名称：ブラックバイトと法律問題 実施内容：弁護士による法律講座 ※弁護士作成の動画を用いてオンライン形式にて実施 参加者：一般市民（大学生） 参加人数：150名</p> <p>(富山)</p> <p>名称：介護支援専門員のためのハラスメント対策 実施内容：弁護士による法律講座 ※介護従事者を対象にオンライン形式にて実施 参加者：関係機関職員 参加人数：85名</p>	<p>も、試行錯誤ながら、企画回数において高い水準を達成したものであって、良い成果を得られたものと考える。</p> <p>また、大学との共催による企画を実施することで若年層向けへの法教育の充実を図ることができた。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	<p>なお、法教育を実施するに当たっては、支援センターからの働きかけやニーズの掘り起こしを行い、法的問題に关心が高くない層を含む幅広い層を実施対象とするとともに、法教育の効果についても把握・検証することが期待される。</p>
---	--	--

(山梨)

名称：ケース会議援助プログラムに関する事例説明・研修会

実施内容：ケース会議援助プログラムを利用した弁護士や専門家によるパネル
ディスカッション形式での事例解説等

※集合・オンライン併用形式にて実施

参加者：関係機関職員

参加人数：88名

(2) 法教育事業及びその関連事業に関するホームページでの情報発信

支援センターのホームページ上に、支援センターが行う法教育についての説明
や地方事務所が実施を予定する法教育イベントの告知、イベント実施後の報告を
掲載した。

(3) 法教育実施事例集の作成と共有

法教育事業及びその関連事業に関する計画に従い、地方事務所において法教育
企画を立案する際の参考とするために、本部において令和3年度に作成した1本
10分程度の動画3本につき効果的な活用方法を取りまとめ、地方事務所に共有す
るとともに、「法教育実施事例集」についても引き続き地方事務所に共有した。

(4) 法教育教材の製作と共有

地方事務所で実施する法教育事業及びその関連事業での利用素材として、本部
において放送大学学園と共同で意思決定支援をテーマとした1本45分程度の動画
を2本製作し、地方事務所に共有した（動画は令和5年4月上旬にBSデジタル
放送で放送された。）。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-9	民事法律扶助業務		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】超高齢社会の到来を受け、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが自ら法的援助を求めることが困難な高齢者・障害者等を対象に実施する一般法律相談援助における出張相談や特定援助対象者法律相談援助の重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
出張相談実施件数	中期目標期間を通じて増加	—	5,938件				(参考情報) 令和3年度：5,420件
特定援助対象者法律相談援助実施件数	中期目標期間を通じて増加	—	999件				(参考情報) 令和3年度：789件
電話等相談援助実施件数	(参考指標)	—	48,249件				(参考情報) 令和3年度：54,336件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・2 民事法律扶助業務</p> <p>認知機能が十分でないため自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障害者等に対する適切な援助を実施するため、福祉機関等との連携を更に強化し、司法ソーシャルワーク及び特定援助対象者法律相談援助を含むアウトリーチでの法律相談援助を積極的に実施する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、「新たな日常」やデジタル化社会の進展を踏まえつつ、オンラインによる福祉機関等との連携などデジタル技術を活用した利便性の向上の方策も検討する。</p> <p>民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情を踏まえつつ、指定相談場所相談の増加、専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。</p> <p>利用者のニーズ・援助内容・費用負担等を勘案した上で、利用者に必要な代理援助又は書類作成援助に適切に結びつける方策を検討・実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般法律相談援助による出張相談件数及び特定援助対象者法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。
中期計画	<p>II・2 民事法律扶助業務</p> <p>(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実</p> <p>福祉機関等との連携について多角的に検討し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を適切に実施するとともに、司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、高齢者・障がい者等に対する適切な援助を行う。</p> <p>(2) 利用者の利便性の向上</p> <p>民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、地域の実情に鑑み、指定相談場所相談の増加に向けた取組や専門相談の充実を図るほか、デジタル技術を活用した相談体制への取組など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。</p> <p>(3) 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等について、適時に見直しを行うなど、利用者の意思を尊重しつつ、代理援助や書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。</p>
年度計画	<p>II・2 民事法律扶助業務</p> <p>(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実</p> <p>福祉機関等との連携について多角的に検討し、一般法律相談援助による出張相談や特定援助対象者法律相談援助を適切に実施するとともに、司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、高齢者・障がい者等に対する適切な援助を行う。</p> <p>(2) 利用者の利便性の向上</p> <p>民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や増加する外国人利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会、関係機関と連携・協議し、指定相談場所相談や専門相談の運用について検討を行う。例えば、指定相談場所や連携機関との間でのオンラインによる相談体制の構築、連携を通じた司法サービスへのアクセス困難者の対応、指定相談場所相談の活用などの方法により、相談体制及び相談方法の充実を図る。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時等緊急時に限らず、通常時においても、一定の場合に電話等法律相談を開始する。法律相談の予約受付については、従来の電話・来所の他にインターネットを活用した方法で予約受付が可能となるよう検討する。</p> <p>(3) 利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるようリーフレット等の資料内容について必要な見直しを行う。</p>

主な評価指標	民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評定	A	評定	A
1 高齢者・障がい者等に対する支援の充実	評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) ワークシートによる体制整備の計画検討と実施 19地方事務所が、ワークシート（項目別評定調書1-6参照）において、高齢者・障がい者に対する支援を司法アクセスの地域課題と設定した上で、その課題解消に取り組んだ。 例えば、神奈川地方事務所では、特定援助対象者法律相談援助の利用が少ないと地域課題として設定した上で、関係機関の担当者に直接電話で制度概要や利用のメリットを説明する、制度の利用実績のデータに基づいて重点候補地域を設けるなどした結果、同制度による相談実績は合計210件となった（令和3年度：128件。64%増）。	新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度落ち着いてきたものの、高齢者・障がい者にとっては、対面による感染リスクは存在し、依然として出張相談を受けることに対する本人及び支援者の心理的抵抗感が制度利用に対する障害となっていた。 そのような状況にあっても、制度利用のメリットを具体的なケースに基づいて説明するとともに、広報媒体を工夫するなどした結果、出張相談及び特定援助対象者法律相談援助の件数を前年度よりも増加させることができた。さらに、関係機関等と連携し、巡回相談を各地の実情を踏まえて実施した結果、巡回相談件数は859件となり、令和3年度（844件）より増加した。		評価対象となる指標は、出張相談件数及び特定援助対象者法律相談援助件数について中期目標期間を通じて増加させるというものではあるが、これらの件数を令和3年度と比較すると、出張相談件数は約10%増加し、特定援助対象者法律相談援助件数は約27%増加した。 また、巡回相談件数も、若干増加した。 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度残っていたにもかかわらず、関係機関・団体等との連携や、的確な周知・広報活動等により、一般的に高リスクとされる高齢者・障がい者を主な対象者とする出張相談や特定援助対象者法律相談援助の件数を大幅に増加させた点は、高く評価すべきである。	
(2) ケース会議弁護士派遣モデル事業 複数の地方事務所が、ケース会議弁護士派遣モデル事業（項目別評定調書1-6参照）を利用して、地域包括支援センターにおけるケース会議に弁護士を派遣した。				
(3) 日弁連・日司連との協議 日本弁護士会連合会及び日本司法書士会連合会と定期的に協議を実施し、特定援助対象者法律相談援助の実施状況を共有した。				
(4) YouTube動画の周知 高齢者支援に関わる福祉関係者と常勤弁護士による福祉と司法の連携をテーマとした座談会「上手な法的支援の使い方」のYouTube動画を、QRコード入りのチラシや福祉関係者向けの研修で周知した。			また、弁護士会・司法書士会など関係機関と連携・協力しながら、法律相談や通訳をオンラインにて行うなど、通信端末を活用し、利用者の利便性の向上に努めた。	
(5) 指標の達成状況 以上の結果、出張相談件数は5,938件（令和3年度：5,420件。10%増）、特定援助対象者法律相談援助の件数は999件（令和3年度：789件。27%増）となった。 なお、関係機関と連携し、地域の実情を踏まえ巡回相談を実施した結果、巡回相談件数は859件（令和3年度：844件）となった。	新型コロナウイルス感染症の影響により、面談による法律相談の実施が困難となつたことから、令和2年5月から開始した電話等相談援助について、業務方法		また、緊急時電話等相談援助の期間を延長しつつ、通常電話等相談援助を開始することにより、相談場所に赴いて相談することが困難な方の相談手段の拡充を図った。 さらに、法律相談や通訳における	

<p>2 利用者の利便性の向上</p> <p>(1) オンライン等を活用した相談の実施</p> <p>ア 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、指定相談場所や連携機関との間で相談体制の構築に努め、3地方事務所（支部・出張所を含む。）において、オンラインによる法律相談を実施した。</p> <p>イ 増加する外国人利用者のニーズに応じて、自治体と相談窓口等に関する協議を行い、自治体の外国人相談実施施設を指定相談場所に指定するなどした。また、通信端末を利用した通訳方式を活用して、相談体制の充実を図った。</p> <p>ウ 法律相談について、インターネットを活用した方法で予約受付ができるようシステムを構築し、10地方事務所で予約受付を開始した。</p> <p>(2) 電話等相談援助の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症のまん延状況に鑑み、令和2年5月から開始した「音声及び動画による法律相談援助（緊急時電話等相談援助）」について、同感染症の影響を踏まえ、令和5年3月31日までその実施期間を延長した。さらに、令和4年4月1日からは、同感染症まん延などの事情がない平常時においても、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とした電話等を活用した法律相談（通常電話等相談援助）を開始した。令和4年度の相談実施件数は48,249件となった。</p> <p>(3) 代理援助と書類作成援助の選択</p> <p>日本司法書士会連合会が作成した「司法書士ができること」を地方事務所に配布し、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう説明をしている。</p>	<p>書を改正し、令和4年4月1日から高齢者や障がい者などを対象とした通常電話等相談援助を開始し、既設の相談場所に赴くことができない方の利便性の向上に努めた。その結果、令和4年度の電話等を活用した相談実施件数としては48,249件の実績をあげた。</p> <p>日本司法書士会連合会が作成したリーフレットを参考にしながら利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう説明している。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	<p>オンラインの活用、指定相談場所の増加、法律相談のインターネット予約受付等、相談体制の充実に向けた取組も実施した。</p> <p>以上の事情を踏まえると、本項目については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
--	---	---

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-10	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			99.9%	99.9%			(参考情報) 令和3年度：99.9%
被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする	全地方事務所 ・支部 (61か所)	—	—	—	—	—	(参考情報) 令和3年度：72,308件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・3 国選弁護等関連業務</p> <p>各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任等が行われる態勢の確保を図る。</p> <p>裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。</p> <p>また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。
中期計画	<p>II・3 国選弁護等関連業務</p> <p>(1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任が行われる態勢の確保を図るため、被疑者国選弁護事件数の推移を見据え、指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。</p> <p>(2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。</p> <p>(3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。</p>
年度計画	<p>II・3 国選弁護等関連業務</p> <p>(1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護事件数の変動及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。</p> <p>(2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。</p> <p>(3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。</p>

主な評価指標		国選弁護等関連業務に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料26、54】		評定	A	評定	A
1 迅速かつ確実な選任態勢に関する関係機関との協議		評定に至った理由		評定に至った理由	
<p>全地方事務所・支部において、指名通知が困難になるおそれがある特殊事案への対応、休日国選の指名通知態勢、新型コロナウイルス感染症の影響や災害により事務所閉鎖等が発生した場合における指名通知業務の継続等を議題として、裁判所、弁護士会等との間で、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議会を1回以上実施した。</p> <p>その延べ回数は463回（令和3年度：460回）（個別事件に関する協議を含む。）に及んだ。</p>		<p>全地方事務所・支部において、指名通知までの適切な目標時間が設定されており、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知に至っている。</p> <p>特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、対象事件の拡大によって受理件数が高い水準を維持している中、24時間以内における指名通知の割合に関し、前年度に引き続き約99.9%という極めて高い水準を維持することができたところ、これは、日々の指名通知業務を各地の地方事務所において着実かつ適切に実施したことに加え、全地方事務所・支部と裁判所等の関係機関との間で実施された協議会等の成果と運用の確実な定着によるところが大きい。</p> <p>さらに、刑事弁護等に関連した研修、協議会等も全国的に多数回開催し、国選弁護人等契約弁護士への知識付与を行っている。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>		<p>全ての地方事務所・支部において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件及び国選付添事件の指名通知が、設定された目標時間内におおむね行われた。</p> <p>特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、24時間以内の指名通知の割合を前年度と同水準とすることが指標とされているところ、令和4年度においては、被疑者国選弁護事件の受理件数が増加したにもかかわらず、99.9%という極めて高い水準を維持した。</p> <p>これは、各地方事務所及び支部において、指名通知業務を的確に実施したことに加え、裁判所や弁護士会との間で継続的に協議を行い、連携を図ってきたことによる成果であると認められる。</p> <p>また、国選弁護等サービスの質の向上を図るため、弁護士会等との連携に基づき、研修、協議会等を行った。</p> <p>以上の事情によれば、本項目については所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>	
2 裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間（指名通知）の目標時間の設定・実施					
(1) 目標時間の設定（全地方事務所・支部）					
<p>被疑者国選弁護事件：原則数時間以内、遅くとも24時間以内に設定</p> <p>被告人国選弁護事件：原則24時間以内、遅くとも48時間以内に設定</p> <p>国選付添事件：原則数時間以内、遅くとも48時間以内に設定</p>					
(2) 目標時間の実施状況					
<p>全地方事務所・支部において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内の指名通知の実施を達成した。</p> <p>なお、被疑者国選弁護事件における指名通知業務は、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件について指名通知請求当日に指名通知を実施した結果、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は約99.9%であり、前年度と同様の高い水準を維持することができた。</p>					
3 刑事弁護に関する関係機関との連携・協力、協議等の実施					
<p>46地方事務所・支部において、刑事弁護に関連した研修、協議会ないし説明会の場を設け（弁護士会等との共催を含む。）、その延べ回数は144回に及んだ。開催</p>					

された研修等は、捜査段階の弁護活動に特化したもの、裁判員裁判における法廷弁護の技術に関するもの、控訴審や少年事件の弁護活動に関するものなどがあった。

また、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に刑事弁護等に関する各種の協議を行った。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-11	司法過疎対策業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			—	34か所	—	—	(参考情報) 令和3年度：34か所
巡回法律相談件数	(参考指標)	—	859件	—	—	—	(参考情報) 令和3年度：844件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・4 司法過疎対策業務</p> <p>各司法過疎地域の実情に応じて、司法過疎地域事務所の存置・移設・設置の必要性、常勤弁護士の適正な配置等について不断の検討を行うほか、司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関等との連携・デジタル技術の利活用など、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。</p>
中期計画	<p>II・4 司法過疎対策業務</p> <p>司法過疎地域事務所については、地域の法的ニーズに的確に応えるため、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。</p> <p>また、現時点で司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携、対象者の心身の状況及びその置かれた社会的状況等に応じた出張相談・巡回相談の実施、デジタル技術を活用した情報提供や法律相談の可能性の検討を進めるなど、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。</p>
年度計画	<p>II・4 司法過疎対策業務</p> <p>司法過疎地域事務所については、地域の法的ニーズに的確に応えるため、必要な事務所を設置・維持し、適正な数の常勤弁護士を配置する。</p> <p>司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策として、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用、オンラインによる相談体制の構築など、効率的かつ効果的な方策を検討する。</p>

主な評価指標	司法過疎対策業務の取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価			
業務実績	自己評価					
業務実績等報告書（資料編）：なし	評定	B	評定	B		
1 司法過疎地域事務所	評定に至った理由		評定に至った理由			
(1) 設置・存続等についての検討（項目別評定調書1－5「4 司法過疎地域事務所」から引用） 常勤弁護士の配置に関連して司法過疎地域事務所の新規設置、維持及び統廃合の要否について、全地方事務所から各地の実情を踏まえた意見を聴取するとともに、司法過疎地域事務所の設置基準に該当する地域を抽出する作業を行った。 上記各結果を踏まえ、日本弁護士連合会との間で、以下のとおり、司法過疎地域事務所の設置、存続及び統廃合について協議・検討した。 配置ライン協議 9回 作業部会 6回 その他協議 3回 上記検討過程において、具体的に設置等を検討すべきとなった地域については、日本弁護士連合会が地元弁護士会と適宜協議を実施したほか、支援センター本部において、3つの地方事務所との間で、合計4回協議を実施した。 以上の協議・検討の結果、令和4年度中の司法過疎地域事務所の新規設置や統廃合は行わなかった。	司法過疎地域事務所については、関係機関の意見を聴取した上で、本部で諸要素を総合勘案した結果、新規設置や統廃合は行わなかった。また、常勤弁護士の配置人数については、司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づき、業務量等に応じた必要な人数を配置した。これと並行して、次年度以降の配置における配置人数の更なる適正化を目指し、事件の種類・件数等のほか、情報提供等を行った件数等も踏まえた業務量の把握のために必要なデータ収集を行った。	司法過疎地域事務所については、令和4年度における新規配置には至らなかつたものの、全地方事務所からの意見聴取を行い、日本弁護士連合会との間で協議・検討を重ねた上、具体的に設置等を検討すべきとなった地域については、日本弁護士連合会と地元弁護士会、支援センター本部と地方事務所との間で協議を行つた。 また、司法過疎地域事務所における常勤弁護士の配置人数について、更なる適正化のための検討及びデータ収集が行われた。	司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策では、新型コロナウイルス感染症の影響により、面談相談の実施が難しい状況が続く中においても、従前に引き続き、関係機関・団体との協定に基づく生活困窮者向けのものを始めとする巡回法律相談を新型コロナウイルス感染症まん延防止に努めながら実施するなど、関係機関・団体との連携を深めながら、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。	そして、司法過疎地域事務所を設置していない地域においては、様々な事情を抱えた方々の状況に応じて巡回法律相談を行い、その実施件数を令和3年度よりも増加させたほか、関係機関等と連携しつつ、緊急時電話等相談援助及び通常電話等相談援助を活用するなどして、法的支援の的確な提供に努めた。 したがって、所期の目標を達成したと認められる。	なお、司法過疎対策においても、法律相談等にデジタル技術を積極的	
2 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策						
常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過疎地域での巡回法律相談を継続して実施するとともに、利用者の属性に着目した法的サービスの提供として、福祉機関、弁護士会及び支援センターとの間で締結した協定に基づく司法過疎地域の福祉施設における生活困窮者向けの巡回法律相談や、精神科病院に入院している方な						

<p>ど、支援センター事務所から必ずしも遠い場所で生活しているわけではないが支援センター事務所まで法律相談に赴くことが難しい方を対象とした巡回法律相談なども継続して実施した（巡回法律相談件数：令和3年度844件、令和4年度859件）。</p> <p>関係機関・団体と連携し、巡回法律相談を実施したことによって、巡回相談件数は前年度より増加した。新型コロナウイルス感染症の影響により面談相談を控える傾向にあったが、緊急時電話等相談援助及び通常電話等相談援助を活用するとともに、関係機関・団体と連携することにより、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。</p>		に活用することによって利便性の向上を図り、地域の法的ニーズに的確に対応することが期待される。
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-12	犯罪被害者支援業務		
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】第4次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
各地方事務所において弁護士に向けた業務説明やそれに代わる資料提供等を年1回以上実施する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所				
各地方事務所において関係機関等との協議等を年1回以上実施する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所				
2週間以内の支給割合を前年度同水準とする	前年度と同水準	99.0%	99.9%				(参考情報) 令和3年度：99.0%
DV等被害者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	1,292件				(参考情報) 令和3年度：972件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・5 犯罪被害者支援業務</p> <p>犯罪被害者等に対する支援を充実させる観点から、支援センターにおける対応事例の分析や犯罪被害者等のニーズのくみ上げ、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との協議会を通じた情報共有等を踏まえた業務の質の向上に努めるとともに、性犯罪・児童虐待など個々の犯罪被害者等の実情に配慮し、二次被害の防止を始め犯罪被害者等の心情に配慮することができるよう、支援センター職員の能力向上のための研修を実施する。</p> <p>ストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する法律相談援助を始めとする犯罪被害者支援業務について、適切に周知を図るとともに、弁護士会、警察、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じて適切に援助を実施する。</p> <p>各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士及びDV等被害者援助弁護士の紹介体制の更なる整備を図る。</p> <p>国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われる態勢の整備に努めるとともに、被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会・資料提供等を年度計画で定める回数、着実に実施する。 ・全国の地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体等との犯罪被害者支援に関する協議等を、年度計画で定める回数、着実に実施する。 ・被害者参加旅費等支給につき、2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
中期計画	<p>II・5 犯罪被害者支援業務</p> <p>(1) 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。</p> <p>(2) 犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV等被害者法律相談援助を適切に実施するとともに、これらの支援体制を整備するため、弁護士会と連携して登録・契約弁護士数の確保に向けた協議会等の実施や関係機関との連携強化を図り、女性弁護士への相談希望等相談内容やニーズに応じたサービス提供に努める。</p> <p>(3) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための態勢の整備に努めるとともに、公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。</p>

年度計画	<p>II・5 犯罪被害者支援業務</p> <p>(1) 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズを酌み上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止の方策等の研修を実施する。</p> <p>(2) 犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介及びDV等被害者法律相談援助に関し、ニーズに応じたサービス提供ができる支援体制を整備するため、犯罪被害者支援ダイヤルをフリーダイヤル化するとともに適切な周知に努め、さらに以下の活動に取り組む。</p> <p>ア 各地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会の実施やそれに代わる資料提供等を、年1回以上実施する。</p> <p>イ 各地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他犯罪被害者支援を行っている団体等の関係機関等との犯罪被害者支援に関する協議等を、年1回以上実施する。</p> <p>(3) 国選被害者参加弁護士の選定が確実に行われるための態勢の整備に努めるとともに、被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。</p>
------	---

主な評価指標		犯罪被害者支援業務の質の向上に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料30、31、32、33、34、35、36、37、38】		評定	A	評定	A
1 犯罪被害者等のニーズの把握と職員の質の向上		評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) 犯罪被害者等や関係機関・団体からの意見聴取等		犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体との連携の維持・強化を図り、犯罪被害者等からのニーズを把握する取組や職員研修を実施した。		関係機関等との連携強化を図るために、全国の地方事務所において、弁護士に向けた業務説明・資料提供等を合計135回、関係機関等との協議等を合計428回実施し、各地方事務所においてこれらをそれぞれ年1回以上実施するという指標の目標を達成した。	
<p>地方事務所において、合計1,506の関係機関・団体を通じて聴取した意見・要望から犯罪被害者等のニーズを把握するとともに、被害者支援連絡協議会やDV防止法第9条の趣旨に基づき設置された地域ネットワークの中で開催される協議会への参加のほか、犯罪被害者週間のイベントへの協力等を通じ、犯罪被害者等のニーズの把握に努め、それに沿った取組を行った。</p> <p>また、地方事務所において、業務改善の参考とするため、犯罪被害者等からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、弁護士会等の関係機関との間で、情報交換・事例検討を行った。</p>		犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化や、DV等被害者法律相談援助の電話等相談恒常化により利便性が向上し、本部及び地方事務所において周知に努めたことにより、対前年度実績で犯罪被害者支援ダイヤル受電件数は約1.31倍に、精通弁護士取次件数は約1.29倍に、DV等被害者法律相談援助件数は約1.33倍に増加した。		また、被害者参加旅費等支給について、おおむね2週間以内に支給した請求の割合は99.9%であり、指標の基準値を上回る極めて高い水準を維持した。	
(2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等		また、全ての地方事務所において、弁護士及び関係機関等に向けた、犯罪被害者支援に関する業務説明や協議会等をそれぞれ複数回実施し、連携の維持・強化を図ることができた。本部においても、引き続き内閣府担当部署等と連携強化を図り、サービスの向上に向けた意見交換を行った。		具体的な取組については、犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル化や、DV等被害者法律相談援助の電話等相談の恒常化等により、参考指標であるDV等被害者法律相談援助実施件数のほか、犯罪被害者支援ダイヤル受電件数及び精通弁護士紹介件数についても令和3年度と比べて大幅に増加させ、ニーズに応じて各種支援を適切に提供した。	
<p>児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修（リフカーレ研修）を、東北ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロックの地方事務所職員及びコールセンターから募った研修員に対し、合計4回実施した。</p> <p>性犯罪・性暴力被害者及びDV被害者に対する支援を適切に行うため、内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」を受講し、全国の担当職員120名が延べ525講座を視聴した。</p> <p>本部・コールセンターへ寄せられた犯罪被害者等からの意見等を本部関係課室、コールセンター及び地方事務所の間で共有し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を検討するとともに、コールセンターと共同で、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介に至るケースを基に、地方事務所職員を対象とした二次的被害防止のためのロールプレイ研修を行った。</p> <p>人事課主催の階層別研修において、犯罪被害者支援業務に関する講義を行い、二次的被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を配布し、注意喚起を行うとともに、本部及び地方事務所職員が犯罪被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修等へそれぞれ参加した。</p>		さらに、被害者参加人のための国選弁護制度及び被害者参加旅費等支給制度等について、裁判所や法務省と情報共有を行い、連携を深めながら、適切な選任と旅費等支給に取り組んだ。		また、精通弁護士の確保に努めるとともに、児童虐待の被害者対応等に関する各種研修、YouTube動画を利用した制度周知等にも着実に取り	
以上から、所期の目標を上回る成果が					

<p>2 精通弁護士紹介及びDV等被害者法律相談援助等の適切な実施と関係機関との連携</p> <p>(1) 犯罪被害者支援ダイヤル</p> <p>令和4年4月1日から犯罪被害者支援ダイヤルをフリーダイヤル化した。これに合わせ、リーフレット等刊行物を修正するとともに、案内チラシを作成し、地方事務所を通じて関係機関や利用者に周知を行った。また、本部においては、関係機関のホームページに掲載されている犯罪被害者支援ダイヤルの電話番号を確認し、40の機関に更新を依頼した。</p> <p>これらの取組により、犯罪被害者支援ダイヤルの受電件数は20,889件となった（令和3年度：15,908件）。</p> <p>(2) 精通弁護士紹介及びDV等被害者法律相談援助等の適切な実施</p> <p>ア 精通弁護士紹介</p> <p>精通弁護士紹介件数は、令和4年度は1,529件（令和3年度：1,181件）、精通弁護士紹介までに要する平均日数は、1.13営業日（受付日不算入）となった。</p> <p>犯罪被害者支援に精通している弁護士数は3,963名となった（令和3年度より38名増加）。そのうち、女性弁護士数は計986名となった（令和3年度より15名増加）。</p> <p>イ DV等被害者法律相談援助</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に配慮し、令和2年5月11日から時限的に実施していた電話等による相談について、令和4年4月1日からDV等被害者電話等相談援助として恒常化し、平常時においても利用できるよう利便性を向上させた。</p> <p>児童虐待に対する法律相談援助の周知のため、児童向けのポスター及びポケットカードの配布を地域ごとに進めているところ、令和4年度においては、17府県内にある小中学校、公立図書館等合計6,818施設へ配布して掲示を依頼した。また、法テラス（公式）YouTubeへ掲載中の児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画について、引き続き動画広告として放映するなど、制度の周知に取り組んだ。</p> <p>DV等被害者法律相談援助における相談件数は1,292件（DV：1,130件、ストーカー：120件、児童虐待：42件）となった（令和3年度：972件（DV：857件、ストーカー：76件、児童虐待：39件））。</p>	<p>得られたものと考える。</p>	<p>組んだ。</p> <p>以上の事情を踏まえると、本項目については、目標を上回る成果が得られていると認められる。</p>
---	--------------------	--

<p>(3) 関係機関との連携</p> <p>ア 全地方事務所において、弁護士に向けた犯罪被害者支援業務に関する説明会の実施やそれに代わる資料提供等を1回以上実施し、全国の総数は135回となった。</p> <p>イ 全地方事務所において、警察、女性センター、ワンストップ支援センター、配偶者暴力相談支援センター、その他人権擁護員や民生委員、N P O団体等の犯罪被害者支援を行っている団体等の関係機関等と、犯罪被害者支援に関する相互連携等の協議や勉強会等を1回以上実施し、全国の総数は428回となった。</p> <p>ウ 本部においては、日本弁護士連合会と定期的に協議を実施するなどして課題等を共有し、適切な支援への協力を求めた。</p> <p>法務省・日本弁護士連合会と三者で犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会を開催し、支援の在り方等の協議を行った。</p> <p>D V防止及び被害者支援に係る施策の抜本的な強化に向けて、内閣府男女共同参画局担当部署及び日本弁護士連合会と協議し、更に充実した支援体制の構築を目指して、一層の連携強化に努めることを確認した。</p> <p>その他、日本弁護士連合会主催の犯罪被害者支援全国経験交流集会への出席、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク主催の全国犯罪被害者支援フォーラムへの出席、国土交通省主催の公共交通事故被害者支援研修への講師派遣、関東地方更生保護委員会研修への講師派遣等、関係機関等との連携強化に努めた。</p> <p>3 被害者参加人のための国選弁護制度及び被害者参加旅費等支給制度等</p> <p>(1) 裁判所等との連携</p> <p>裁判所及び法務省と情報を共有し、迅速かつ適切な支給ができるよう、事前の支給見込額の照会に対応したり、請求書提出後に追加の事情聴取が必要な案件については、受付後に速やかに裁判所に対応を依頼したりするなどの工夫により、書類の追完等が必要な案件であっても、当初の請求から2週間以内に旅費を支給できるよう努めた。</p> <p>また、被害者参加旅費等請求書一式について、前年度に引き続き書式の見直しのための協議を行うとともに、新たに国選被害者参加弁護士の選定請求書の見直しにも着手した。</p> <p>(2) 支給実績</p>		
---	--	--

ア 請求件数と支給額

令和4年度における請求件数は2,816件、支給額は2141万4301円であった（令和3年度の請求件数は2,977件、支給額は2115万6232円）。

イ 請求の受理からおおむね2週間以内の支給割合

引き続き毎月3回の送金日を設け、全請求の99.9%について請求の受理からおおむね2週間以内の支給（2週間を超えた直近の送金日に支給することを含む。）を達成した。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-13	多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
多言語対応件数	多言語情報提供サービスによる対応件数を前年度より増加させる	6,065件	6,803件				(参考情報) 令和3年度：6,065件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第4・6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実</p> <p>被災者や在留外国人を含め、様々な事情により司法アクセス障害を抱える人々がいることを踏まえ、これら各自の事情に対応した法的サービスの充実に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多言語情報提供サービスによる対応件数を前年度より増加させる。
中期計画	<p>II・6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実</p> <p>これまでサービスの充実を図ってきた高齢者・障がい者、生活困窮者等に加えて、被災者や在留外国人等の司法サービスへのアクセスが困難な、より多様な方々に対しても更に充実したサービスが提供できるよう体制を整備し、これらの人々のニーズに即しながらサービスの充実を図っていく。</p>
年度計画	<p>II・6 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実</p> <p>高齢者・障がい者や既存の法律相談場所へ赴くことが困難な方に対し、通常時でも電話等を活用した法律相談が実施できることを福祉機関等の関係機関に周知を行う。</p> <p>在留外国人の法的問題に適切に対処するために、多言語情報提供サービス、通訳を伴う法律相談援助を更に周知し、充実させることを検討するとともに、一元的相談窓口を含む地域の外国人支援機関や団体、外国人在留支援センター（F R E S C）の入居機関等との連携を強化する。また、これら関係機関の相談員など在留外国人の支援者を対象に、在留外国人が直面しやすい法的問題に関する研修を開催する等して、在留外国人に対する効果的な法的支援を図る。</p> <p>また、自然災害等の発生時には速やかに被災者が必要とするサービスが提供できる体制を整備し、サービスの充実等を図る。</p>

主な評価指標	多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実に向けた取組			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
1 高齢者・障がい者等への対応	評定	A	評定	B
令和4年4月1日から新型コロナウイルス感染症まん延等の事情がない平常時においても、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とした電話等を活用した法律相談（通常電話等相談援助）を実施した。 また、自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対しては、福祉機関等の支援者を通じて次の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none">・ 特定援助対象者法律相談援助（項目別評定調書2-9参照） 認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある国民等に対し、資力にかかわらず法律相談を実施する。・ ケース会議弁護士派遣モデル事業（項目別評定調書1-6参照） 支援者の主催する支援調整会議その他のケース会議に民事法律扶助契約弁護士を派遣する。・ 常勤弁護士による関係機関に対する情報提供（項目別評定調書1-2参照） 支援者に対し、常勤弁護士が、支援者の抱えているケースの解決に資する法的支援の情報を提供する。 これらの取組について、全ての地方事務所において、自治体・福祉機関等に対し協議会や説明会を通じて周知を行った。 例えば、和歌山地方事務所では、高齢者や障がい者を支援する機関等を対象とした地方協議会を2回開催し、その中で、延べ51名の参加者に対し、本部が作成した通常電話等相談援助を案内するチラシを配布して、既存の法律相談場所へ赴くことが難しい高齢者や障がい者には、同相談援助を積極的に案内するよう周知した。	評定に至った理由	評定に至った理由	評定に至った理由	
2 外国人のニーズへの対応				
(1) 国際室での取組				
ア フレスク入居機関等との連携強化				
外国人在留支援センター（フレスク）では、同所に設置された本部国際室を通じて、出入国在留管理庁を始めとする入居機関との連携を強化した。具体的には、入居機関に寄せられる様々な相談のうち、法律問題や当該機関単独では対応が難しい生活問題等について、当該機関からの引継ぎや同席相談に積極的	利用者の多様なニーズへ対応するため、地方事務所や常勤弁護士においては、地方公共団体や福祉関係機関等に対し、協議会や業務説明会を開催し、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴くことが困難な方を対象とした電話等を活用した法律相談が実施できることや、ケース会議に弁護士を派遣できること、常勤弁護士による情報提供といった取組を周知するとともに、扶助制度の業務説明等を実施した。 外国人在留支援センター（フレスク）内に設置している本部国際室においては、運営協議会や勉強会等を通じてフレスク入居機関との連携を深める体制を整備した。外国人支援者に対するセミナーは、本年度から広く一般に参加者を募るためにホームページに公開し、基礎編については修了証を発行することにした結果、前年度（1回当たりの平均参加者数92名）を大きく上回る受講者が参加した。面談及び電話による情報提供においては、必要に応じて、個々の問合せへの対応の際に、フレスク入居機関との同席相談を行うなどして、早期の問題解決に寄与した。このほか、常勤弁護士等を対象とする外国人支援研修の開催等、外国	高齢者・障がい者等への対応としては、通常電話等相談援助、特定援助対象者法律相談援助、ケース会議弁護士派遣モデル事業、常勤弁護士による情報提供等の取組を行うとともに、自治体・福祉機関等との協議会や業務説明会において、こうした各種支援に関する周知を行うことにより、司法アクセスの向上を図った。	外国人のニーズへの対応としては、指標である多言語情報提供サービスによる対応件数について、昨年度の6,065件から6,803件へと約12%増加させ、目標を達成した。	本部国際室では、外国人本人に対する情報提供を行うとともに、常勤弁護士を対象とする研修や、外国人支援者を対象とするセミナーを実施するなどしたほか、フレスク入居機関との連携強化を図るため、運営協議会や勉強会を開催したり、入居機関との同席相談に対応したりするなど、外国人の司法アクセス確保を図るための環境整備に努めており、特に、セミナーの受講者数や外国人の対応実績を大きく増加させた点は評

<p>に対応するなどした。また、週1回の運営協議会で各機関の相談対応状況やイベント情報を共有するとともに、連携強化を図るための勉強会を2回開催した。</p> <p>さらに、本部国際室では、自治体や一元的相談窓口の相談員を含む全国の外国人支援者向けにセミナーを計5回（オンライン形式4回、集合形式1回）開催し、うち3回の基礎編には延べ582名が受講した（1回当たりの平均参加者194名）。この他にも業務説明や視察対応等多岐にわたる取組を行い、支援センターの業務を様々な現場で外国人支援に携わる人々に周知するとともに、要請に応じて他機関主催の研修に講師を派遣するなどして、これらの人々の法的支援に関する知識獲得に貢献した。</p> <p>イ 面談及び電話による情報提供</p> <p>本部国際室では、弁護士を配置し、外国人に特化して面談及び電話による情報提供を行ったほか、地方自治体等の外国人相談・支援窓口や地方事務所職員からの相談・問合せにも随時対応し、外国人相談者の早期の問題整理に寄与した（多言語情報提供サービスを利用した414件を含む令和4年4月1日から令和5年3月31日までの対応実績は1,221件）。</p> <p>ウ 常勤弁護士等を対象にした研修の実施</p> <p>外国人の法的支援に必要な知識を持った弁護士を全国に増やして外国人相談者のニーズに適切に応えるべく、本部国際室において常勤弁護士等を対象に外国人支援研修を4回開催した。さらに、同研修につき、フレスク入居機関職員による受講を可能にし、外国人相談対応体制の充実に努めた。</p> <p>(2) 多言語による情報提供</p> <p>外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを実施した。同サービスは「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の一つであり、現在は10言語に対応している。令和4年度は、これまで対応できなかつた、職員から外国語話者へ架電する場合においても、同サービスを利用して通訳を介して対応することができるよう整備した。その他、情報提供業務において使用頻度の高いFAQの一部を10言語に翻訳し、当センターのホームページに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語対応件数 6,803件（令和3年度：6,065件） <p>(3) 地方事務所での取組</p> <p>外国人支援をテーマとする地方協議会を開催し、地方出入国在留管理局や国際</p>	<p>人のニーズ拡大に適切に対応した。結果として、前年度（837件）を上回る情報提供を実施することができた。</p> <p>また、多言語対応件数については、前年度を上回る6,803件を達成することができた。</p> <p>さらに、地方事務所では、外国人支援機関を新たに指定相談場所にする取組を進めたほか、地方協議会や業務説明等を通じて当該支援機関との連携を進展させた。</p> <p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	<p>価すべきである。</p> <p>地方事務所においても、地方協議会や業務説明等により外国人支援機関等との連携強化を図り、職員は外国人対応に関する研修を受講するなどして、対応力の向上に努めた。</p> <p>以上の事情を踏まえると、所期の目標を達成していると認められる。もっとも、本項目については、中期目標において困難度が高いとは設定されておらず、評価の時点において困難度が高いとする合理的根拠が「業務実績」欄に具体的かつ明確に示されているともいえないところ、指標である多言語対応件数について、増加してはいるものの、目標を上回る成果が得られたと評価できる水準には達していないことから、前記評定とした。</p> <p>なお、高齢者・障がい者・外国人に限らず、多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実が期待される。</p>
--	--	--

交流協会等との協議を通じて連携の進展を図った（愛知・三河）ほか、国際交流協会等を新たな指定相談場所とした法律相談の開始（岐阜・高知）や、外国人支援機関への業務説明（浜松・愛知・岐阜・青森）等を行った。

(4) 職員の対応能力向上のための取組

東京出入国在留管理局在留支援部門が主催する「やさしい日本語研修」を、コールセンター、地方事務所等の職員56名が受講し、外国人にも伝わりやすく実践的な話し言葉等を学ぶなどして外国人利用者に対する対応能力を向上させた。また、東京地方事務所及び神奈川地方事務所の職員13名がフレスクに集合して外国人の法的支援に関する研修を受講し、法律問題と在留資格の関係等について知識を深めたほか、フレスク入居機関との連携により取得した冊子（「外国人の雇用に関するQ&A」）を各地方事務所の職員が適宜参照するなどして、当該法的支援の研さんに努めた。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3-14	一般管理費及び事業費の効率化						
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。				関連する政策評価・行政事業レビュー		
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (令和4年度予算額)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (千円)	前年度比3%削減 ※参考情報参照	1,921,503 ※	1,868,396				(参考情報) 人件費、公租公課、新規・拡充分は対象外 ※令和3年度予算額を基に、一般管理費（人件費、公租公課、新規・拡充分及び事務所借上料を除く。）の前年度比で3%以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1%以上を加えた効率化減を織り込んだもの
事業費 (千円)	前年度比1%削減	1,032,814 ※	973,454				(参考情報) 立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費、新規・拡充分は対象外 ※令和3年度予算額を基に1%の効率化減を織り込んだもの

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第5・1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。</p> <p>一般管理費及び事業費について、引き続き、業務の効率化により経費削減に努めるとともに、調達の合理化を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減する。 運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。
中期計画	<p>III・1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>(1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>(2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。</p>
年度計画	<p>III・1 一般管理費及び事業費の効率化</p> <p>(1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。</p> <p>(2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及び調達方法の合理化を図る。</p> <p>具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、一般管理費（人件費、事務所借上料及び公租公課を除く。）の前年度比で3パーセント以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1パーセント以上を加えた金額を削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）の前年度比で1パーセント以上の金額を削減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うほか、入札手続において、より競争的となるよう、適切な入札資格要件の設定や提出書類の適正化を図る。</p>

主な評価指標	一般管理費及び事業費の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
1 人件費の合理化・効率化	評定	B	評定	B
業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して、休日国選対応の土日勤務を含めたパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。	評定に至った理由	人件費について、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与体系を維持し、引き続き経費の合理化・効率化を図った。	人件費の合理化・効率化を進めたほか、経費削減等により、指標である一般管理費及び事業費に関する削減目標を達成した。	人件費の合理化・効率化を進めたほか、経費削減等により、指標である一般管理費及び事業費に関する削減目標を達成した。
2 一般管理費及び事業費の効率化	評定に至った理由	一般管理費及び事業費については、経費削減を推進し、効率化係数が織り込まれた厳しい予算額の範囲内で効率的な予算執行を達成した。	また、各種契約手続の競争性・透明性・公平性の確保にも努めており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
(1) 一般管理費（人件費、公租公課及び新規・拡充分を除く。）削減	評定に至った理由	また、いわゆる性質随意契約のような競争的手法を用いることが困難な案件を除き、一般競争入札及び複数業者からの見積合わせ等の競争的手法により契約手続を行った。	以上から、所期の目標を達成したものと考える。	
令和4年度の予算額は、中期計画で定めた一般管理費（人件費、公租公課、新規・拡充分及び事務所借上料を除く。）の前年度比で3%以上の金額に、事務所借上料の前年度比で1%以上を加えた金額の削減を織り込んだ1,921,503千円とされたところ、執行額は1,868,396千円となり、3%の効率化減が反映された予算の範囲内で効率的な予算執行（予算額より53,107千円下回る。）を実現した。				
(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費及び新規・拡充分を除く。）削減				
令和4年度の予算額は、中期計画で定めた効率化係数1%を織り込んだ1,032,814千円とされたところ、執行額は973,454千円となり、1%の効率化減が反映された予算の範囲内で予算執行（予算額より59,360千円下回る。）を実現した。				
3 各種契約手続の競争性、透明性、公平性の確保				
物品の購入、事務所・宿舎の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、いわゆる性質随意契約や少額随意契約に該当するものを除き、一般競争入札等（総合評価落札方式や企画競争による随意契約を含む。）の競争的手法を活用した。				
随意契約に関しては、いわゆる少額随意契約の場合は、複数の業者から見積書を徴し、最も低額な見積金額を提示した業者と契約したほか、いわゆる性質随意契約の場合は、契約内容を十分精査し、見積内容に疑義がある場合は、再度見積書を徴するなどの工夫を行った。				
なお、令和4年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。				

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
3-15	事業の効率化						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
応答率	90%以上	90%	92.4%				(参考情報) 令和3年度：93.4%
占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）	おおむね80%	80%	81.7%				(参考情報) 利用者対応時間（電話・メール等応対時間、保留時間、後処理時間の和）を業務関連時間（利用者対応時間と待機時間の和）で除した割合
地方事務所限りの再算定の件数	(参考指標)	—	2件				(参考情報) 令和3年度：10件 令和3年度の不服申立て件数：合計250件 令和4年度の不服申立て件数：合計271件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第5・2 事業の効率化</p> <p>社会情勢の変化等に応じ、組織運営における合理化・効率化を検討する。</p> <p>デジタル技術の活用等により、民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務等の各種業務における合理化・効率化を図るとともに、各業務について、以下のとおり効率化を図る。</p> <p>ア 情報提供業務</p> <p>コールセンターの情報提供については、一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応答率及びオペレーターの占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）について、中期計画で定めた水準を維持する。 <p>イ 民事法律扶助業務</p> <p>審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、引き続き合理的な事務運営を図る。</p> <p>ウ 国選弁護等関連業務</p> <p>国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、引き続き合理的な事務運営を図る。</p>
中期計画	<p>III・2 事業の効率化</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>総合法律支援を取り巻く状況や社会情勢の変化等に応じて効率的に組織を運営するため、組織運営における本部・地方事務所間での役割分担や情報共有の実施方法等を柔軟に見直す。</p> <p>(2) 業務の効率化</p> <p>デジタル技術の活用等により、本部・地方事務所間での業務分担の見直しや各業務における事務処理手順の見直し等を進め、業務の効率化を図る。なお、情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務については、以下の点に留意する。</p> <p>ア 情報提供業務</p> <p>コールセンターにおける情報提供について、応答率90パーセント以上かつ占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持しつつ、利用者のニーズに応じたサービスを提供するための効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。</p> <p>イ 民事法律扶助業務</p> <p>審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手續の合理化を図る。</p> <p>ウ 国選弁護等関連業務</p> <p>国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、算定業務の本部集約を進める中、本部と地方事務所の役割を明確にし、地方事務所で処理することが合理的な事務は地方事務所で処理するなど適切な業務分担を行い、事務手續の合理化を図る。</p>

年度計画	<p>III・2 事業の効率化</p> <p>(1) 組織運営の効率化 総合法律支援を取り巻く状況や社会情勢の変化等に応じて効率的に組織を運営するため、組織運営における本部・地方事務所間での役割分担や情報共有の実施方法等について検討し、柔軟に見直す。</p> <p>(2) 業務の効率化 業務の効率化に活用し得るデジタル技術についての調査を行うこと等により、本部・地方事務所間での業務分担の見直しや各業務における事務処理手順の見直しについて検討する。</p> <p>ア 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、占有率（業務関連時間に占める利用者対応時間の割合）おおむね80パーセントを維持するよう努める。</p> <p>イ 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。</p> <p>ウ 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、算定業務の本部集約を引き続き段階的に進めていく中で、本部及び地方事務所の業務に与える影響を見据えて本部及び地方事務所の適切な業務分担を行うとともに、事件数の変動等を把握し、事務負担傾向を分析するなどして、適時に必要な事務手続の合理化を図る。</p>
------	---

主な評価指標		事業の効率化に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料7、8、51、52、53】		評定	A	評定	A
1 組織運営の効率化 全国の地方事務所長等が参加する会議（全国地方事務所長会議、ブロック別協議会）において、センターが直面する各種課題に対応し得る効率的な組織運営の在り方をテーマに協議を行った。 また、職員の休業取得等のため円滑な業務運営が困難となっている地方事務所や本部課室が発生した場合に、センター内で効率的に業務支援を行えるようにするために、試行的に業務支援を担う職員を本部に配置し、複数の地方事務所及び本部課室の業務の支援を行った。		評定に至った理由		評定に至った理由	
2 業務の効率化 (1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターの入電傾向を分析し、入電の多い平日午前中及び平日夕方に増員配置を行い、入電の少ない夜間・土曜日に減員配置を行うなどして、限られたオペレーター人員を効率的に配置し、業務の効率化を図った。 → 入電の繁閑予測に合わせてオペレーターを配置することにより、オペレーターの無駄な配置を抑制しつつ、応答率90%以上・占有率（※）おおむね80%を維持するとともに、話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する取組を継続した。さらに、全国の地方事務所のナビダイヤルに、音声自動応答によってコールセンターに自動転送する機能を追加する取組を拡大し、コールセンターの業務範囲を拡大して受電件数を全体として増加させることで、効率的な業務運営を実施した。 ※ 利用者対応時間（電話・メール等応対時間、保留時間、後処理時間の和） を業務関連時間（利用者対応時間と待機時間の和）で除した割合		1 組織運営の効率化 組織運営の効率化については、効率的な組織運営の在り方をテーマに各地の地方事務所長等と協議を行った結果、より効率的な組織運営が期待できる施策を企画・試行し、効果が認められた施策を各地に展開していくという方針についておおむね合意に至ることができた。また、センター内で効率的に業務支援を行うべく試行を実施した結果、地方事務所及び本部課室間で相互に業務支援を行う運用を確立し、令和5年度から本格的に運用を開始することができた。	2 業務の効率化 情報提供業務では、話中電話及び無応答電話のコールセンターへの自動転送の継続、ナビダイヤルの音声自動応答によるコールセンターへの自動転送の拡大といった利用者の利便性の向上に資する取組を実施しつつ、曜日別・時間帯別の受電傾向の変動を踏まえ、オペレーターを効率的に配置し、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討	情報提供業務について、コールセンターへの自動転送の拡大等により、利用者の利便性を向上させ、コールセンターの対応件数が、令和3年度と比べて約6%増加したにもかかわらず、入電傾向の分析に基づき、オペレーターを効率的に配置すること等により、指標である応答率及び占有率の目標をいずれも達成しており、この点は、高く評価されるべきである。 また、民事法律扶助業務については、審査に関する課題等の意見交換を行って事務手続の合理化を図り、国選弁護等関連業務については、再算定手続に関する業務を適切に分担した。 そのほか、組織運営については、各種会議において効率的な組織運営の在り方を協議するとともに、相互に業務支援を行う体制を確立した。	また、業務のデジタル化に関しては、民事法律扶助における法律相談援助のWeb予約等を導入したほか、更なるデジタル化に向けた検討を行っている。
(2) 民事法律扶助業務 専門審査委員を活用し、判断基準等の共有を図るなどして、審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を進めた。また、審査に関する課題等について、民事法律扶助業務担当副所長会議及び地方扶助審査委員長会議を開催し、意見交換を					

行った。

慎重な判断が求められる案件等では面談審査を行う一方、全ての地方事務所において、書面審査の活用や簡易な案件について単独審査とする取組を進めている。特に書面審査については、昨年度に引き続き、全ての地方事務所において、単独審査に付すべき案件のはぼ100%を同審査で行った。

(3) 国選弁護等関連業務

国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定は、平成25年度から本部で集約して行っている。

一方、不服申立てについては、その判断が容易であり、本部による判断が明らかに必要でないと認めるときは、地方事務所（支部を含む。）においても再算定を可能としており、本部と地方事務所の適切な業務分担により事務手続の合理化を図っている。

令和4年度は、合計271件（令和3年度：250件）の不服申立てのうち、2件（令和3年度：10件）が地方事務所限りの再算定で処理された。

地方事務所限りの再算定処理率 令和4年度：0.7%

令和3年度：4.0%

(4) 業務の効率化に資するデジタル化の取組

法律相談援助のWeb予約の導入、償還金引落口座の入力作業を自動化できるソフトウェアを導入するなど、一部業務においてデジタル化を進めたことによって、利用者の利便性向上や業務効率化を図ることができた。また、他の業務についても、デジタル化・システム化することにより利用者の利便性向上や業務効率化につながるかについて、業務担当職員とコンサルタントで意見交換し、デジタル化のための課題や方策等を検討した。

を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施した。

応答率については、前年度をやや下回る92.4%であったが、ナビダイヤルの音声自動応答によるコールセンターへの自動転送の拡大等によって応対件数が前年度より22,059件増加したことによれば、大きな成果を上げたものと考える。

占有率については、81.7%となり、目標を達成することができた。

民事法律扶助業務では、専門審査委員の活用など、審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行った。

また、民事法律扶助業務担当副所長会議及び地方扶助審査委員長会議を開催し、審査に関する課題等について意見交換を行った。

さらに、全ての地方事務所において書面審査、単独審査を活用するなど、事務手続の合理化を図った。

国選弁護等関連業務では、令和4年度において、全体の不服申立て数が増加した一方、地方事務所限りの再算定件数及び同件数の割合は、前年度に比べ減少した。これは、本年における不服申立のほぼ全てが契約約款の解釈を巡る統一的な判断が必要なものなど本部での処理が相当といえる事例であり、地方事務所限りで処理すべき事例等がほとんど見当

こうした事情を踏まえると、本項目については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

なお、今後、必要な人員の不足が懸念されるところ、デジタル技術を更に積極的に活用し、業務の効率化を推進することが期待される。

たらない状況となっている中、本部で処理することが適切な案件は本部で処理することにより、本部と地方事務所における適切な業務分担がなされてきた結果であり、事務手続の合理化が図られたといえる。

業務のデジタル化に関しては、民事法律扶助における法律相談援助のWeb予約や償還金引落口座の入力作業を自動化できるソフトウェアなど、一部業務においてデジタル技術を導入した。その他の業務についても、専門家と担当職員による意見交換や、実際にサービスを提供している職員のアイデアをデジタル化するための検討を行った。

以上から、所期の目標を上回る成果を得られたものと考える。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（IV. 財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-16	自己収入の獲得等		
当該項目の重要度、難易度	【困難度：高】寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、困難度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
しょく罪寄附収入	(参考指標)	—	38,316千円				(参考情報) 令和3年度：53,986千円
一般寄附収入	(参考指標)	—	72,692千円				(参考情報) 令和3年度：3,396千円
司法過疎地域事務所における事業収益	(参考指標)	—	157,649千円				(参考情報) 令和3年度：168,184千円

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第6・1 自己収入の獲得等</p> <p>寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。</p> <p>また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。</p>
中期計画	<p>IV・1 自己収入の獲得</p> <p>(1) 寄附金収入 寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。</p> <p>(2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。</p>
年度計画	<p>IV・1 自己収入の獲得</p> <p>(1) 寄附金収入 寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途を分かりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知したりするなど、工夫した広報を行う。</p> <p>(2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。</p> <p>(3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。</p>

主な評価指標	自己収入の獲得等に向けた取組状況												
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価										
業務実績	自己評価												
業務実績等報告書（資料編）：なし	評定	B	評定	B									
1 寄附金収入獲得への取組	評定に至った理由		評定に至った理由										
<ul style="list-style-type: none"> 支援センターのホームページにて、寄附金に関する情報を発信 しょく罪寄附に関するポスターを地方事務所及び支部に掲出 しょく罪寄附に関する契約弁護士用のチラシを配布し、しょく罪寄附制度の周知を徹底 <p><令和4年度実績></p> <table> <tbody> <tr> <td>しょく罪寄附</td> <td>38,316千円</td> <td>(令和3年度 53,986千円)</td> </tr> <tr> <td>一般寄附</td> <td>72,692千円</td> <td>(令和3年度 3,396千円)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>111,008千円</td> <td>(令和3年度 57,382千円)</td> </tr> </tbody> </table>	しょく罪寄附	38,316千円	(令和3年度 53,986千円)	一般寄附	72,692千円	(令和3年度 3,396千円)	計	111,008千円	(令和3年度 57,382千円)	<p>寄附金収入獲得への取組については、支援センターのホームページを用いた寄附の呼掛けを実施するとともに、地方事務所や支部において、事務所内にしょく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、契約弁護士用のチラシを配布するなどして、同制度の周知を図った。</p> <p>令和4年度は、複数の高額寄附の受領により、一般寄附の金額が大幅に增加了した。しょく罪寄附の寄附金額は減少したものの、寄附金額の合計額において令和3年度を大きく上回ったことから、今後も寄附金収入獲得の取組について、更に充実させるべく検討する。</p> <p>有償受任等による自己収入について、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による事業収益は、前年度から6.2%減少したものの、令和2年度以降減少傾向にあった有償事件の受任件数が3年ぶりに増加しているところ（令和元年度671件、令和2年度550件、令和3年度543件）、有償事件収益の額は、事件終結時の報酬額等に左右されやすいことを踏まえれば、来年度以降、事業収益は回復することが見込まれる。司法過疎地域事務所における民事法律扶助事件の受任件数や国選事件・付添事件の受任件数</p>		<p>寄付金収入や有償事件の受任等による収入の獲得については、困難度が高いとされているところ、寄付金収入は、寄附金に関する周知・広報等により、令和3年度と比べて增加了した。</p> <p>有償事件の受任等による収入は同年度と比べて減少したものの、常勤弁護士に有償受任に積極的に取り組むよう促したこと等により、受任件数は増加したため、今後は収入の増加が期待できる。</p> <p>よって、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p>	
しょく罪寄附	38,316千円	(令和3年度 53,986千円)											
一般寄附	72,692千円	(令和3年度 3,396千円)											
計	111,008千円	(令和3年度 57,382千円)											
2 有償受任等による自己収入													
常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保に努めた。													
34か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が928件（前年度942件。前年度比1.5%減）、国選弁護・付添事件が551件（前年度527件。前年度比4.6%増）、有償事件が628件（前年度543件。前年度比15.7%増）となった。													
また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による令和4年度事業収益は、157,649千円となった（前年度168,184千円）。													
3 財政的支援の獲得													
無償で貸与を受けている事務所について、それを継続した。													
(1) 事務所敷地の無償貸与（括弧内は地方公共団体）													
・ 被災地出張所法テラス気仙（大船渡市）													
(2) 事務所建物の無償貸与（括弧内は地方公共団体）													
・ 鹿角地域事務所（鹿角市）													
・ 鰺ヶ沢地域事務所（鰺ヶ沢町）													

をおおむね維持又は増加させつつ、有償事件の受任件数も増加させており、民事法律扶助事件、国選・付添事件に適切に対応しつつ、自己収入を確保したと評価できる。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得については、新規に開設した事務所がなかったため、無償で貸与を受ける事務所等の増加はなく、これまで無償提供を受けていた事務所については引き続きこれを維持することができた。

以上から、所期の目標を達成したものと考える。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（IV. 財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-17	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等		
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 債還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、債還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。</p> <p>【困難度：高】 立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、困難度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (令和3年度)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
償還率	中期目標期間を通じて90%以上	—	93.5%				(参考情報) 令和3年度：93.0%
償還滞納率	前年度以下	30.6%	30.1%				(参考情報) 令和3年度：30.6% 令和2年度：33.1%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第6・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等</p> <p>引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、管理・回収に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等による経済事情の変動等に留意し、償還猶予など柔軟な対応をする。免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断するとともに、償還猶予などによる対応可能性も検討する。</p> <p>回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定し、償還率向上を図るための事務フローの見直しなど、高い償還率の維持に努める。</p> <p>また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上の維持に努める。 ・償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。
中期計画	<p>IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収</p> <p>(1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間を通じて90パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不斷に必要な見直しを行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害等の影響により償還困難になった被援助者に対しては、償還猶予の弾力的運用を行う。</p> <p>(2) 債還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、免除要件の該当性について適正に判断する。</p> <p>(3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で明らかにする。</p>

年度計画	<p>IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収</p> <p>(1) 効率的かつ効果的な債権回収の実施</p> <p>立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滞納状況等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施する。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。</p> <p>ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>イ 初期段階での償還率向上を図るため事務フローの見直しを行うとともに、被援助者の償還に向けた意識付けを強化するため、援助開始時等の機会を捉えて、償還制度や償還方法のほか、償還を滞納すると新たな援助が受けられなくなること等を説明する。</p> <p>ウ 債還滞納状態の長期化を防止するため、本部において、滞納の初期段階で集中的な督促を行う。</p> <p>エ 長期滞納者等に対しては、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。</p> <p>(2) 効率的な債権管理の実施</p> <p>償還の見込みがない立替金債権については、償却も含めてその処理を検討するほか、処理手続の合理化により債権管理コストの削減を図る。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について適正に判断する。</p> <p>(3) 立替金債権の管理・回収状況の開示</p> <p>発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、業務実績等報告書で開示する。</p>
------	---

主な評価指標	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料24】				
1 効率的かつ効果的な債権回収の実施	評定		A	評定
立替金債権の管理・回収について、被援助者の属性・滞納状況等に応じた各種督促を実施するとともに、債権回収をより効率的かつ効果的に実施するため、従来の督促方法等の見直しを行った。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図った。	評定に至った理由		評定に至った理由	
償還率93.5%（令和3年度比0.5%増） 償還滞納率30.1%（令和3年度比0.5%減）	償還率を93.5%（令和3年度比0.5%増）に向上させるとともに、償還滞納率を30.1%（令和3年度比0.5%減）に減少させることができた。具体的な取組として、確実な償還が見込める生活口座登録を引き続き推進するとともに、援助開始等の機会を捉えて償還の意識付けを促し、償還金の確保に努めた。		立替金債権の回収は困難度が高いとされているところ、指標である償還率及び償還滞納率について、いずれも目標を達成した。	
(1) 地方事務所ごとの立替金債権管理回収計画の策定・実施	これに加えて、初期滞納者へのコンビニエンスストア用収納用紙を発送するほか、対象者の属性に応じた督促状を送付するなど、集中的な督促を本部で行った。		償還率については、目標の90%を大きく上回り、令和3年度から0.5%改善した93.5%であり、償還滞納率は、令和3年度から0.5%改善した30.1%であったが、これらの成果は、生活口座登録の推進、事務フローの見直し、償還の意識付け強化、被援助者の属性・滞納状況等に応じた各種督促等の取組によるものであると考えられ、高い評価に値する。	
各地方事務所において、全国一律の督促方針に基づき、地方事務所ごとの立替金債権の管理・回収計画を策定し、実施した。	また、償還の見込みがない債権について50億6224万円の免除・みなし消滅を実施した。		これに加えて、適切な免除・みなし消滅等による効率的な債権管理も継続していることに鑑みると、本項目については、所期の目標を上回る成果を得られていると認められる。	
(2) 生活口座登録の推進	以上のような償還率向上に向けた各種取組及び償還見込みのない債権等の効率的な償却処理を行い、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。			
(3) 債還率向上を図るための事務フロー見直し				
令和3年度途中から、援助申込時において被援助者より立替金の引落口座に関する書類を提出させるなど償還に関する事務フローを見直し、引き続き償還率の向上を図った。				
(4) 被援助者への償還の意識付け強化				
償還開始後、口座からの引落しに初めて失敗した利用者に対し、自動払込による償還を促すとともに、償還されない状況が続くことで援助の打切り等のデメリットがあることを周知する文書を発送したほか、被援助者に償還の必要性を意識付けるため、引き続き、援助開始時に「返済のご案内」を配布した。				
(5) 本部による集中的な督促				
償還滞納状態を解消するため、本部において、下記Aないしウのとおり、集中的に督促を行った。				

<p>ア 収納用紙の発送 初回滞納から12か月滞納までの被援助者にコンビニエンスストア用収納用紙(以下「コンビニ収納用紙」という。)を発送 673,596件発送、11億118万円を回収</p> <p>イ 督促状の発送 3か月以上滞納している被援助者にコンビニ収納用紙に加えて督促状を発送した。発送に当たっては、滞納ステージ等を考慮して督促の効果が高いと考えられる者を対象にするとともに、個々の対象者の属性(引落口座登録未手続者、振込入金者等)に応じた督促文面を用いた。 84,832件発送、4181万円を回収</p> <p>ウ 引落停止に対する督促 ゆうちょ銀行以外の金融機関からの引落しは3回連続で失敗すると引落しが停止となるため、引落しが停止された被援助者に対し、引落しを再開する旨を通知する督促状及びコンビニ収納用紙を発送した。 7,784件発送、1260万円を回収</p> <p>(6) 支払督促の申立て 1年以上の長期滞納者に対しては、償還されない場合は法的手続を探る場合がある旨を通告し、なおも償還されない場合に裁判所へ支払督促を申し立てた。 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、同感染症の感染拡大が収束した時期に22件の申立てを行った。</p> <p>2 効率的な債権管理の実施 債権管理コストを削減するため、償還の見込みがない立替金債権について、償却も含めてその処理を検討した。 免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性を適正に判断した。 通常の償却処理とは別に、10年間償還がなされていない債権等を対象として、本部による一括償却を実施した(3,447件、3億3798万円)。 上記を含め、令和4年度は50億6224万円の免除・みなし消滅を実施した。</p> <p>3 立替金債権の管理・回収状況の開示</p>		
--	--	--

発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータは、業務実績等報告書（資料）において開示している。		
---	--	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
5-18	業務運営の体制維持						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数（常勤弁護士を含む）	(参考指標)	—	931人 ※				(参考情報) 令和3年度：899人 ※ ※各年度3月31日現在

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第7・1 業務運営の体制維持</p> <p>利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。</p> <p>政府のデジタル・ガバメント実行計画を踏まえ、業務運営のデジタル化を進め、業務の効率化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年頻発する大規模な自然災害により長期間業務継続が困難となる事態を想定し、緊急時においても業務継続が可能となる体制を整備する。</p>
中期計画	<p>IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画</p> <p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。</p> <p>IX・2 デジタル化への対応</p> <p>政府の「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて、効率的な業務運営に資するデジタル化を進めるほか、デジタル技術を利活用できる人材の育成を行う。</p> <p>IX・3 業務継続体制の整備</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、従来想定されていなかった自然災害等の発生により長期間業務継続が困難となる場合に備えて、防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整える。</p>
年度計画	<p>IX・1 施設及び設備並びに人事に関する計画</p> <p>既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。</p> <p>IX・2 デジタル化への対応</p> <p>政府の「デジタル・ガバメント実行計画」を踏まえて、効率的な業務運営に資するデジタル技術の導入を検討・実施するほか、これを利活用できる人材を育成するための研修を実施する。</p> <p>IX・3 業務継続体制の整備</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、従来想定されていなかった自然災害等の発生により長期間業務継続が困難となる場合に備えて、防災・業務継続計画の見直しを検討するとともに、本部・地方事務所間又は地方事務所間における応援体制の構築や勤務拠点以外の場所において業務を行う環境の整備等を進め、緊急時においても、利用者に対するサービスの提供や国選弁護等関連業務を維持し続けられる体制を整える。</p>

主な評価指標	業務運営の体制維持に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし	評定	B	評定	B
1 施設及び設備並びに人事に関する計画	評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) 施設・設備の確保 職員の配置、業務量の変動及び新規業務の追加等に合わせ、施設及び備品の整備やレイアウト変更等を行った。	施設・設備・人的体制の確保については、職員数及び業務量の変動に応じた施設や備品整備の見直しを行い、施設・設備の確保を適切に行った。また、業務量の変動等を考慮しつつ、平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施するとともに、業務量の変動等を更に適切に反映させるため新たな人員再配置計画を策定した。		施設や備品整備の見直し、新たな人員再配置計画の策定等により、適切な施設・設備・人的体制の確保に努めるとともに、一部業務のデジタル化を進めつつ、更なるデジタル化に向けた検討等を行った。 また、緊急時における国選弁護等関連業務を始めとする業務の継続体制について協議・調整を行っており、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
(2) 人的体制の確保 ア 業務量の変動に応じた人員配置 人員配置において業務量の変動等を更に反映させるため、令和4年度中に新たな人員再配置計画を策定し、当該計画に基づき、令和5年度4月期の人員配置を実施した。	イ 能力主義に基づく的確な人員配置 平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づき、的確な人員配置を実施した。			
2 デジタル化への対応				
(1) 効率的な業務運営に資するデジタル技術の導入検討等について ア 一部業務のデジタル化 民事法律扶助業務における法律相談援助のWeb予約の導入、償還金引落口座の入力作業を自動化できるソフトウェアの導入など、一部業務においてデジタル化を進めたことによって、利用者の利便性向上や業務効率化を図ることができた。	デジタル化への対応では、効率的な業務運営に資するデジタル技術の導入について、専門家と担当職員による意見交換や、実際にサービスを提供している職員のアイデアをデジタル化するための検討を行った。また、民事法律扶助における法律相談援助のWeb予約や償還金引落口座の入力作業を自動化できるソフトウェアなど、一部業務においてはデジタル技術を導入した。デジタル技術を利活用できる人材の育成・研修については、システム構築に関与する職員だけでなく全職員を対象とした研修を実施した。			
イ コンサルタントを交えたデジタル化の検討 民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務において、デジタル化・システム化が利用者の利便性向上や業務効率化に資するかどうかについて、業務担当職員とコンサルタントで意見交換し、デジタル化のための課題や方策等を検討した。	業務継続体制の整備について、防災・業務継続計画の見直しの検討を開始するとともに、緊急時に継続する業務について、本部、被代替事務所及び代替事務所			
ウ 有志によるデジタル化に向けての検討 本部・地方事務所職員の有志によるワーキンググループを設置し、デジタル化によって現在のサービスが抱える課題の解決につながるかについて、令和5				

<p>年度の取りまとめに向け、利用者目線で議論した。</p> <p>(2) デジタル技術を利活用できる人材の育成・研修</p> <p>デジタル庁が行っている情報システム統一研修の「情報システム入門」について、同等以上の資格を有する場合を除いて全役職員に受講を促した。</p> <p>また、システム構築に関与する部署の職員に対しては、必要に応じて情報システム統一研修におけるレベルB以上の研修の受講を求めた。</p> <p>3 業務継続体制の整備</p> <p>(1) 緊急時の役割分担</p> <p>中央省庁業務継続計画や法務省業務継続計画を参考に、支援センターにおける防災・業務継続計画の見直しの検討を開始するとともに、緊急時に継続する業務について、本部、被代替事務所及び代替事務所の各役割分担を明確にするために業務代替フロー集を作成した。</p> <p>(2) 国選弁護等関連業務</p> <p>長期間業務継続が困難となる事態を想定し、全地方事務所において検討・協議を行った。具体的には、非常時における国選弁護人指名通知業務を維持するための人的応援体制の検討、上記事態に備えたマニュアルの見直し・整備の検討のほか、事務所閉鎖時の業務代替候補拠点となる地方事務所との業務移管に備えた地方事務所間での協議、小規模災害に関する協議、その他指名通知業務の継続に関して単位弁護士会との間で協議を行うなどした。</p> <p>上記事態発生時の業務代替候補拠点に関し、全61の地方事務所（支部を含む。）のうち、60の事務所で第一順位の候補拠点となる事務所、53の地方事務所で第二順位の候補拠点となる事務所を選定・確保しているところ、本部においては、地方事務所において上記事態が発生した場合に、業務代替候補拠点への円滑な業務移管に向けて、適切に対応できるように準備し、実際に地方事務所で上記事態が発生した際には、関係する地方事務所と連絡を取り、業務継続を維持できるよう調整を行った。</p>	<p>の各役割分担を明確にするために業務代替フロー集を作成したほか、国選弁護等関連業務に関し、緊急性の高さに鑑み、全地方事務所（支部を含む。）において業務継続に向けた検討・協議を実施し、本部においても、緊急時に業務継続を維持し続けられる体制を整えた。</p> <p>以上から、所期の目標を達成したものと考える。</p>	
---	---	--

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
5-19	内部統制の確実な実施						
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】支援センターが取り扱う個人情報は、法的紛争に関係する極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。			関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
理事長の招集による執行部会の開催数	(参考指標)	—	22回				(参考情報) 令和3年度：21回

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第7・2 内部統制の確実な実施</p> <p>(1) ガバナンスの強化</p> <p>利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させる。</p> <p>支援センターが設立から15年以上が経過したことを踏まえ、過去に実施した様々な法的サービスをその内容や効果等について総括的な評価を実施するとともに、その評価を業務運営に適切に反映させるべく検討を進める。</p> <p>支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。</p> <p>(2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化</p> <p>国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
中期計画	<p>IX・6(1) 内部統制の確実な実施</p> <p>ア ガバナンスの強化</p> <p>(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。</p> <p>また、支援センター設立から15年以上が経過したことを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について総括的分析・評価を行い、必要に応じた業務改善の検討を積極的に進める。</p> <p>(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p> <p>(ウ) 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。</p> <p>イ 監査の充実及びコンプライアンス強化</p> <p>(ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。</p> <p>(イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>

年度計画	<p>IX・6(1) 内部統制の確実な実施</p> <p>ア ガバナンスの強化</p> <p>(ア) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたP D C Aサイクルを機能させるため、支援センター設立から15年以上が経過したことを踏まえ、これまでの法的支援の意義・効果について総括的な分析等を進めるためのアンケート調査の対象や方法等について検討を行い、必要に応じて業務改善の検討を積極的に行うほか、次のとおり組織運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本部において、執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。 ② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。 ③ 地方事務所において、隨時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。 <p>(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。</p> <p>(ウ) 「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制を更に検討、整備するとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を更に充実、強化させる。</p> <p>イ 監査の充実及びコンプライアンス強化</p> <p>(ア) 専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、支援センターの業務運営に関し適正性の評価並びに改善に向けた指摘及び提案を行う。また、過去の監査結果への対応状況に関するフォローアップ監査を計画的に実施する。</p> <p>(イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項等を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p>
------	--

主な評価指標		内部統制の確実な実施に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし		評定	B	評定	B
1 ガバナンスの強化		評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) 組織運営等		<p>ガバナンスの強化として、本部においては、執行部会を原則として月2回開催し、会議後速やかに決定事項等を全職員に伝達するとともに、執行部会での指摘事項については、課題解決に至るまで関係課室において検討の上、執行部会にて継続的に報告を行った。全国地方事務所長会議等の本部開催会議においては、出席者とのかっ違な意見交換を通じて、支援センター全体や地方事務所ごとの実績及び課題について協議し、本部と地方事務所との問題意識の共有を図った。地方事務所においても、執行部会議を毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいた迅速かつ的確な業務運営を実施した。</p> <p>常勤弁護士については、個別の法律事務について、独立してその職務を行う者としての側面を持つ一方、支援センターの職員として、法律事務所の運営などの業務に従事する者としての側面も併せ持つので、法律事務所の運営、規程等の遵守などをより一層図るための取組を行った。</p> <p>また、情報セキュリティ対策として、情報セキュリティ対策基準等の改正、職員に対する研修や訓練等を実施した。</p> <p>監査については、監事監査、内部監査及び情報セキュリティ監査を実施し、その際に事前の予備調査や書面監査・オンライン審査を活用するなどして最大限効果的なものとなるように努め、その結果に基づき、業務改善に向けた検討を行った。</p> <p>加えて、業務管理小委員会やコンプライアンス小委員会において、監査結果のフォローアップや理解度チェック等の各種取組を行い、コンプライアンスの一層の推進を図った。</p> <p>したがって、所期の目標を達成したと認められる。</p>		<p>執行部会、全国地方事務所長会議、事務局長会議、地方事務所における執行部会議、法律事務所代表会議、シニア常勤弁護士会議等により情報共有を徹底するとともに、常勤弁護士に対する研修等を実施するなどし、ガバナンス強化を図った。</p>	
ア 執行部会の開催状況		<p>理事長の招集により執行部会（出席者：理事長、理事、監事、本部事務局長等）を合計22回（7月・8月は各1回、その他の月は各2回）開催し、決定事項等を議事要旨に取りまとめ、本部役職員及び地方事務所職員へ伝達した。</p>			
イ 本部開催会議の開催状況		<p>① 全国地方事務所長会議・事務局長会議を開催（6月及び2月に集合・オンライン併用形式で開催。なお、2月は事務局長会議のみ）</p> <p>② ブロック別協議会を開催（11月及び12月に全国を4ブロックに分けて集合・オンライン併用形式で各1回（計4回）開催）</p>			
ウ 地方事務所における執行部会議の開催状況		<p>地方事務所において執行部会議（出席者：所長、副所長、事務局長等）を毎月開催した。</p>			
(2) 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組		<p>法律事務所の運営に係る規程の変更や事務連絡が発出された際には、メール及びグループウェアにより法律事務所へその旨を周知した。</p> <p>また、法律事務所代表会議を開催し、法律事務所のマネジメント、各種規程と手続について周知等を図った。同日、シニア常勤弁護士会議も開催し、若手常勤弁護士への支援体制の在り方と常勤弁護士の資質・能力の向上に向けた方策を検討した。</p> <p>さらに、以下の研修を実施し、常勤弁護士の業務におけるガバナンスの強化に取り組んだ。</p>			
ア 赴任を控えた養成常勤弁護士を対象とした赴任前研修		<p>法律事務所のマネジメント講習、各種規程と手続に関する研修を実施</p>			
イ 赴任4年目の常勤弁護士を対象とする業務研修		<p>法テラスの組織概論及び法律事務所マネジメントに関する研修を実施</p>			
ウ 法律事務所職員を対象とした法律事務所職員研修		<p>法律事務所職員研修</p>			

<p>常勤弁護士の業務を補助する法律事務所職員を対象として、法律事務所に勤務する職員が事務を取り扱うに当たって必要となる知識を習得し、重要な制度等を理解・確認する研修を実施し、法律事務所における事務をより円滑化することによって、常勤弁護士の業務におけるガバナンスの強化を図った。</p> <p>(3) 情報セキュリティ対策</p> <p>ア 情報セキュリティ対策基準の改正</p> <p>「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が令和3年7月に改正され、法務省の情報セキュリティ対策基準が令和4年3月に改正されたことを受け、これらの基準を参考として支援センターの情報セキュリティ対策基準及び関連する規程を改正した。</p> <p>イ 情報セキュリティ対策の実施</p> <p>昨今の公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだ研修、訓練及び教育を実施した。</p> <p>① 研修</p> <p>情報セキュリティに関する研修につき、総務部門研修受講者及び4級合格者研修受講者に対して、最新の情報セキュリティ対策を盛り込んだ講義を実施した。</p> <p>② 標的型攻撃メール対策訓練</p> <p>任意の職員を対象に、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を3回実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールの適切な理解及びそれらへの防御策等の理解を促進するため、事務連絡を発出して注意喚起を徹底した。</p> <p>③ 教育・自己点検</p> <p>職員の情報セキュリティ意識向上のため、統一的な教育資料を作成・配布した上、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。</p> <p>(4) その他</p> <p>システムの導入やデジタル化については、理事長が主催するIT戦略会議において、システム化の必要性・合理性・コスト等を検討した上でプロジェクトを承認し、定期的に進捗管理することでシステム導入やデジタル化を適切に進めた。</p> <p>2 監査の充実及びコンプライアンス強化</p>	<p>教育は、情報セキュリティに関する意識向上策の充実を図るため、公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだものとし、標的型攻撃の訓練メールの発信により職員に注意喚起を行うとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ教育及びチェックシートによる自己点検等を実施するなどした。</p> <p>次に、監査の充実及びコンプライアンス強化について、監事監査は、監事が全国の業務執行状況等を把握しつつ、理事長との意見交換を通じて意志疎通を図りながら実施され、監査結果等が報告された。</p> <p>令和4年度の内部監査及び情報セキュリティ監査は、前年度に引き続き、事前の予備調査を網羅的に行うことで業務実態を予め把握し、実地監査を効率的に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、一部の監査対象事務所についてはオンラインによる監査方式により対応した。いずれの監査においても、監査対象事務所に対し行った個別の指摘事項については各事務所において改善が図られており、支援センター全体としての検討や対応が必要と考えられる事項については、内部統制推進委員会を中心に対応方針等の検討が行われるなど、監査結果等が業務改善に役立てられている。</p> <p>また、会計監査人監査との連携強化を</p>
--	--

<p>(1) 監査の実施</p> <p>ア 監事監査（本部及び6地方事務所）</p> <p>監事監査は、業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的として、令和4年度監事定期監査計画に基づき実施した。監事は、本部執行部会等の重要な会議へ随時出席して意見を述べるとともに、本部課室の業務執行に関するヒアリングを実施し、地方事務所往査では、関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況などを確認し、それらの結果を理事長へ報告した。</p> <p>イ 内部監査（フォローアップ監査含む。）（本部及び30地方事務所等）</p> <p>内部監査は、令和4年度内部監査計画に基づき、業務運営の実情を調査し、その効率的、効果的な執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として実施した。</p> <p>実施に当たっては、実効ある内部監査とするため、事前の予備調査を網羅的に行い、リスクが高いと判断した事項を重点的に検証するというリスク・アプローチによる実地監査を行った。改善事項が認められた監査対象事務所には改善結果の報告を求め、内容を確認した。</p> <p>また、6地方事務所を対象に、過年度の監査結果を踏まえたフォローアップ監査として、改善方策の取組状況等についての実地監査を行った。</p> <p>ウ 情報セキュリティ監査（本部及び18地方事務所等）</p> <p>情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ関連規程の遵守状況等を確認することを目的として、令和4年度情報セキュリティ監査計画に基づき実施した。</p> <p>情報セキュリティ監査については、平成28年度から、監査の効率化のため内部監査と同機会に実施する方針としており、内部監査と同様、監査対象事務所に対して監査調書を事前に送付して回答を受け、その回答に基づいて、実地監査において詳細なヒアリング等を行うことにより業務実態を把握し、必要な指摘等を行った。改善事項が認められた事務所には改善結果の報告を求め、内容を確認した。</p> <p>エ 監査結果の報告・共有</p> <p>内部監査・情報セキュリティ監査の結果は、理事長（情報セキュリティ監査は常務理事）に報告した後、監査対象事務所へも通知した。さらに、監事、本部事務局長、各部長及び本部課室長補佐以上の役職員にも情報共有を行った。</p>	<p>図るとともに、監査室員が専門機関の実施する研修を複数回受講するなど、前年度に引き続き監査技術の向上を図る取組を実施した。</p> <p>内部統制強化の取組については、業務管理小委員会において、内部監査結果の指摘事項のモニタリングを行い、その結果を本部関係課室と共有するなどして、業務改善の取組を推進した。また、コンプライアンス小委員会では、コンプライアンス強化週間の設定、コンプライアンス・マニュアルに対する理解度チェックの実施、定期的なコンプライアンス情報の発信等、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。</p> <p>以上から、所期の目標を達成したものと考える。</p>	
--	---	--

オ オンラインによる監査方式の一部実施

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、6地域事務所の内部監査は、実地監査に代え、書面監査とオンラインによる聴取を組み合わせた方式により実施した。当該方式による監査の対象事務所には、従前より多くの資料の事前提出を求め、予備調査に時間を掛けることで、可能な限り実地監査に近い監査を行えるよう努めた。

(2) 監査技術の向上

監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなどして、情報共有の場を3回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効果的に実施できるよう努めた。

さらに、監査室長を含む監査室員は、外部機関主催による監査技術の向上のための研修を7回受講した。

(3) 内部統制強化のための取組及びコンプライアンスの推進

本部事務局長を委員長とする内部統制推進委員会の下部組織として設置した以下の各小委員会において内部統制を強化する取組を実施するとともに、コンプライアンスの一層の推進を図った。

ア 業務管理小委員会

令和3年度に実施した各種監査結果の指摘事項を分析し、その改善状況をモニタリングするとともに、令和3年度までに検討した結果、引き続き改善の必要があると判断した項目についてフォローアップした。

イ コンプライアンス小委員会

- ① コンプライアンス・マニュアルの理解度チェックの実施（全職員対象）
- ② コンプライアンスのケース検討動画の作成
- ③ 新規採用者研修において、コンプライアンスに関する講義を設定・実施
- ④ 定期的なコンプライアンス情報の発信（2回）
- ⑤ コンプライアンス強化週間の設定によるコンプライアンスの周知・意識向上の推進

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5-20	業務内容の周知を図る取組の充実		
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務認知度	中期目標期間を通じて増加	14.5% (令和3年度)	16.0%				(参考情報) 平成30年度：16.7% 平成31/令和元年度：16.3% 令和2年度：16.4%
ホームページの年間ページビュー数	第4期中期目標期間中の年間平均以上	17,037,247PV	17,449,167PV				
名称認知度	(参考指標)	—	57.4%				(参考情報) 平成30年度：58.0% 平成31/令和元年度：56.3% 令和2年度：52.8% 令和3年度：52.1%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第7・3 業務内容の周知を図る取組の充実</p> <p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知し、適切に法的サービスを享受することができるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、認知度調査の結果に基づいた効率的・効果的な方法により、業務内容の周知を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ホームページの年間ページビュー数を第4期中期目標期間中の年間平均以上とする。
中期計画	<p>IX・6(2) 業務内容の周知を図る取組の充実</p> <p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容等を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。</p> <p>なお、広報活動に要した費用及びその効果や、全体又は性別・年代別等の認知度の調査結果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。</p>
年度計画	<p>IX・6(2) 業務内容の周知を図る取組の充実</p> <p>ア 広報活動方針及び広報計画の策定</p> <p>本部において広報活動方針を策定し、各地方事務所においてこれを踏まえた広報計画を策定した上で、これらに基づき、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。</p> <p>なお、広報活動方針の策定に当たっては、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、認知度調査結果等を分析・検証し、反映させる。</p> <p>イ 効果の高い広報活動の実施</p> <p>重要な認知経路であるインターネット広告及び利用者が増加しているYouTubeを活用した広報等を活用する。ターゲティングを強化してセンターの業務内容等に関する情報を必要とされる方に効果的に提供・発信する。</p> <p>ウ 関係機関を通じた広報活動の実施</p> <p>支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体等の関係機関に対し、支援センターの業務内容等を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。</p>

主な評価指標	業務内容の周知を図る取組の充実に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：【資料55、56】	評定	A	評定	B
1 広報活動方針及び広報計画の策定	評定に至った理由		評定に至った理由	
(1) 本部において策定した令和4年度の広報活動方針及び地方事務所が同方針を踏まえて策定した担当地域における広報計画に従い、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、支援センターを十分に認知していない年齢層などを重点的なターゲットとして継続的かつ計画的に効果的な広報活動を実施した。	令和3年度の広報活動の効果分析に基づいて策定した広報活動計画に従い、地方事務所と連携して、同計画を精力的に実施した。広く国民に認知され、必要なときに支援センターを想起して問合せにつながることを目指し、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに重きを置いた広報活動を実施した。特に、若年層における認知度の低さが、将来にわたって全体の認知度を更に減退させる要因とならないよう、この層を対象とした広報策を講じた。同時に、全年代に対する広報、高齢者向けの広報をそれぞれ媒体やコンテンツを分けて実施し、広く認知度向上を図った。		広報活動方針及び広報計画に基づき、業務認知度の向上等を図るために、各種媒体を活用し、積極的に広報活動を行った。	
(2) 令和3年度に引き続き、認知経路として、全年代において接触割合の高いテレビと、インターネット媒体を通じた情報発信を積極的に進めた。また、直接アプローチする方法として、高年層、若年層に分けた広報を行った。			評価対象となる指標の一つである業務認知度は、令和3年度の14.5%から増加して16.0%となり、目標を達成した。なお、参考指標である名称認知度も、令和3年度の52.1%から増加して57.4%となった。	
(3) 一方、広報誌の発行回数を減らし、メールマガジンを終了するなどの見直しを行った。デジタルサイネージの実施を見送る代替として、Twitter広告を実施した。			また、もう一つの指標であるホームページの年間ページビュー数については、前期中期目標期間中の年間平均を上回り、目標を達成した。	
2 効果の高い広報活動の実施			具体的な広報活動について見ると、若年層、高年層等の対象の違いを意識しつつ、インターネット、YouTube、Twitter、ホームページ、テレビ、新聞、ラジオ等の多種多様な媒体を活用し、インターネット広告において潜在層・顕在層を対象としたランディングページを作成したり、支援センターのホームページに適切に誘導できるようデザインや掲載事例を工夫したりするなど、効果的な広報活動に努めた。	
(1) インターネット等を活用した広報活動			新たな取組としては、シリーズ構	
ア インターネット広告				
インターネットによる広報では、リストティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるサービス）やディスプレイ広告（サイトやアプリ上の広告枠に支援センターの画像バナー広告が表示されるサービス）を実施し、支援センターの存在を認知していない方や、法的トラブルを抱えているものの、そのことを明確に認識していないために支援センターの利用につながっていない方に向けて、支援センターの存在や制度内容の周知を行った。				
特に、インターネット広告で使用するバナーやランディングページ（広告文やバナー広告からリンクするページ）については、「総合」「借金」「男女」				

「相続」「労働」のテーマ別に、「潜在層向け」と「顕在層向け」のそれぞれ合計10種類を作成した。配色や配置・イラスト等について目を引くデザインとしつつ、また自身の問題であると感じられるような事例を掲載するなどして、支援センターのホームページや問合せへの誘導を図り、適切な情報へのアクセスが容易になるよう工夫した。また、ディスプレイ広告の出稿先については、お悩み相談の掲示板などに重点的に配信することで支援センターの潜在的利用者層への訴求を高め、効率的で効果的な広報活動を実施した。

イ YouTubeを利用した広報

特に若年層への広報効果が高いと考えられるYouTubeを利用した情報発信として、15秒動画1本、6秒動画3本を使用し、適宜組み合わせる方法で広告を実施した。さらに、犯罪被害者支援の制度周知を目的として作成されたアニメーション動画「カプセルガチャの部屋」（全体編3分、ダイジェスト編15秒3本）と、常勤弁護士のドキュメンタリー動画「知られざる弁護士の道」2本とダイジェスト版1本を法テラス（公式）YouTubeチャンネルにて引き続き公開中であり、アニメーション動画（15秒）はYouTube広告にも利用している。

ウ Twitterを利用した広報

法律関連情報やイベント情報などを法テラス（公式）Twitter（毎日1回ないし3回程度配信）で間断なく配信した。また、主な利用者が20代から40代であることから、令和4年度から「離婚」「収入減」「パワハラ」「SNS被害」などをテーマにした広告配信を開始した。

その結果、Twitterのフォロワー数は、前年度から2,599人増加し、令和5年3月末日現在で17,961人にのぼっている。

エ ホームページでの情報発信

令和3年度に引き続き、令和5年3月まで、トップページに「重要なお知らせ」として新型コロナウィルス感染症の関連情報を、各地方事務所のページには各地の実情に応じた相談体制等の「お知らせ」を、それぞれ即時に掲載したことで、利用者に迅速に情報を提供した。

また、引き続きコロナ関連のQ&Aを掲載した特設ページへ誘導するための回転バナーを令和4年11月まで掲載し、効果的な情報配信の継続に努めた。

オ その他

法律関連情報やイベント情報などをメールマガジン（月1回ないし2回程度配信、令和5年3月末まで）で配信した。

らえるよう、リスナーの興味を引く工夫をして周知を図った。

そのほか、新たな取組としては、ケーブルテレビを活用した動画配信、パズル誌への広告掲載、通信販売商品へのチラシ同梱等を行っており、従来の広報では訴求効果が十分ではなかった層を含む幅広い層を対象とした広報活動を実施した。

「靈感商法等対応ダイヤル」の広報においては、開設日までの短期間のうちに迅速な対応が必要となったことから、短期間で準備することができ、比較的認識されやすいと考えられるバナー広告、リストティング広告、YouTube動画による広告等、適切な媒体を選択して広報活動を実施した。

特に、靈感商法等対応ダイヤルの周知に関しては、令和4年11月14日の開設前后において、短期間で迅速な対応を必要とした。このダイヤルは「合同電話相談窓口」の機能等を継承し「旧統一教会」問題やこれと同種の問題に関する相談に幅広く対応する窓口として開設されたが、フリーダイヤルの番号が変更となつたため、改めて周知をしなければならず、各種対応に当たった。

具体的には、まずは開設日に間に合うよう、テレビ広告や新聞広告より短期間で準備でき、目に留まりやすいYahooトップページへバナー広告を掲載したほか、リストティング広告や新しく制作した15秒動画を利用したYouTube広告も、令

成によるラジオ番組の放送、ケーブルテレビによる動画配信、パズル誌への広告掲載、通信販売商品へのチラシ同梱等を行っており、従来の広報では訴求効果が十分ではなかった層を含む幅広い層を対象とした広報活動を実施した。

「靈感商法等対応ダイヤル」の広報においては、開設日までの短期間のうちに迅速な対応が必要となったことから、短期間で準備することができ、比較的認識されやすいと考えられるバナー広告、リストティング広告、YouTube動画による広告等、適切な媒体を選択して広報活動を実施した。

また、開設後にも、テレビ、新聞等の主要媒体による広告に加え、50代以上を対象とするパズル誌への広告掲載、インターネットを利用しない高年層を対象とする通信販売商品へのチラシ同梱等、訴求対象を意識した種々の広報活動を実施した。

また、ホームページについても、利用者からの指摘等を踏まえ、情報やページを整理するなどして、必要な情報等にたどり着きやすくすることにより、利用者の利便性向上を図った。

以上の事情を踏まえると、所期の目標を達成していると認められる。

もっとも、指標の一つである業務

<p>(2) プレスリリースの実施</p> <p>本部において、支援センターの取組などに関するプレスリリースを14回実施した（そのうち10回は職員の新型コロナウイルス感染情報）。また、令和4年11月に、報道機関に対して、支援センターの業務の現状を幅広く説明する機会として、支援センターと記者との懇談の場を設けて情報発信を行った。地方事務所においても、地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報を発信した。</p> <p>【取組事例】</p> <p>「法テラスの日」（4月10日）において、令和3年度業務実績（速報値）に関するプレスリリースを実施し、これに連動して多くの地方事務所においても、地域ごとの広報活動の企画（相談会等）についてのイベント告知に併せたプレスリリースを実施した。</p> <p>(3) テレビ広告の実施</p> <p>令和5年1月から同年3月にかけて、全国114局において「私たちの仕事編」を合計4,725本放映した。</p> <p>(4) 新聞広告の掲載</p> <p>令和5年1月、全国紙・地方紙合計50紙に情報提供業務や民事法律扶助業務などの支援情報を掲載し、利用促進を図った。</p> <p>(5) ラジオ番組の放送</p> <p>令和5年3月の毎週水曜日に、「借金」「離婚」「相続」「労働」の各テーマで4回、法律豆知識を盛り込んだ約8分の「教えてスタ弁！法テラス相談室」という番組を放送した。</p> <p>(6) イベント</p> <p>令和5年3月4日開催の東京ガールズコレクション（観覧者・視聴者のうち29歳以下の若年層が74%を占める。）に協賛し、広報誌第53号（表紙：鈴木福さん、テーマ：成年年齢引下げ）と支援センターのロゴが入った除菌ウェットティッシュをセットにしたグッズを来場者約1万500人に配布した。</p> <p>(7) その他</p> <p>ア 鉄道広告</p> <p>一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて、全国60社の鉄道会社の駅施設等に合計1,393枚のポスターと4か所の静止画（デジタルサイネージ）を無料で掲出した。</p>	<p>和4年11月14日から配信した。また、開設日以降は、更にテレビCMや新聞広告、ラジオ広告、雑誌広告、チラシ配布など様々な媒体における広報を積極的に実施し、より広い周知に努めた。</p> <p>令和4年度の認知状況等調査の結果、名称認知度は、51.6%（11月）から57.4%（3月）へ、業務認知度は15.6%（11月）から16.0%（3月）へ、それぞれ上昇した。</p> <p>また、ホームページの年間ページビュー数(PV数)については、17,449,167PVとなっており、前期の平均を超え、指標を達成した。なお、現在の支援センターのホームページが、同じような情報を複数のページに重複して掲載していたり、一つの情報を複数ページに分散しており、利用者からサポートダイヤルや地方事務所に対し「分かりにくい」と指摘をされることもあったため、令和4年度に、PV数等の分析を行い、初めて支援センターのホームページを訪れた人が最も多く見ていると思われる「初めての方へ」を中心に、情報やページを整理して、必要な情報にたどり着きやすくするという改善に取り組んだ結果、小幅な増加となったものと考える。</p> <p>このように、従来の広報活動を見直すとともに、新しいアプローチ手法による広報活動の充実・強化に努めた結果、業務認知度・名称認知度共に上昇させ、更にPV数も増加させることができた。</p>	<p>認知度は、令和3年度に比べると増加しているものの、同年度の業務認知度は例年に比べて特に低く、令和4年度の業務認知度（16.0%）は、平成30年度ないし令和2年度の業務認知度をなお下回っている。</p> <p>参考指標である名称認知度についても同様の傾向が見られ、令和4年度の業務認知度は、平成30年度の水準をなお下回っている。</p> <p>また、もう一つの指標であるホームページの年間ページビュー数は、前期中期目標期間中の年間平均と比べて約2%の増加にとどまつており、いずれの指標についても、目標を上回る成果が得られたと評価できる水準には達していない。</p> <p>さらに、昨年度の評価委員会において、広報活動の効果の分析・検証の実施が求められているところ、認知経路等を中心とした大局的な分析はなされているものの、各広報活動に要した費用及びその効果の分析や、分析結果の広報活動方針等への反映については今後の課題である。</p> <p>こうした点を踏まえると、所期の目標を上回る成果が得られているとまでは認められないことから、前記評定とした。</p> <p>なお、法的支援を必要とする方が支援センターを適切に利用できるようにするためには、認知度を向上さ</p>
--	---	--

<p>イ 日本ケーブルテレビ連盟を通じた動画配信 令和4年11月に、日本ケーブルテレビ連盟を通じ、加盟社488社に対し、法テラス（公式）YouTubeで公開している動画のうち合計5本の配信を依頼したところ、合計74ダウンロードがなされた。</p>	<p>以上から、所期の目標を上回る成果が得られたものと考える。</p>	<p>せることが必要不可欠であり、インターネットの活用、関係機関との連携等による効果的な広報活動が求められるところ、有効な広報媒体・方法等に関する知見は目まぐるしく変化することから、外部の専門的知見を活用するなどして、的確な分析に基づく効果的な広報活動を実施する必要がある。</p>
<p>3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施</p> <p>(1) 令和4年6月4日及び同月5日、法務省のイベント（全国矯正展）に参加し、来場者に対して広報紙やリーフレット、ポケットティッシュなどを約2,000個配布したほか、常勤弁護士のドキュメンタリー動画や犯罪被害者支援のアニメーション動画を放映した。</p> <p>(2) 令和4年10月の法の日フェスタでは、情報提供業務と民事法律扶助業務を紹介するYouTube動画「桃太郎編」などの動画を放映した。</p> <p>(3) 下記刊行物を関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に配布した。 ア 法テラス白書（10月発行・約510か所） イ 広報誌「ほうてらす」（年2回発行・各回約3,700か所）</p> <p>(4) 多くの地方事務所において、新型コロナウィルス感染症の影響により縮小・中止を余儀なくされていた関係機関との各種協議会、職員向け研修会、イベントなどにおける業務内容の周知活動については、令和3年度に引き続き、令和4年度においても、多くの地方事務所がオンライン形式で（集合形式との併用を含む。）実施したり、開催を複数回に分け感染対策を講じて集合形式で実施したりと、柔軟な対応を行った。</p>		
<p>4 靈感商法等対応ダイヤルの周知について</p> <p>(1) インターネット等を活用した広報活動</p> <p>ア インターネット広告 令和4年11月14日から、リストティング広告やバナー広告、YouTube広告において、靈感商法等対応ダイヤルの広告配信を開始した。リストティング広告には靈感商法関係のキーワードを検索キーワードに追加し、ディスプレイ広告にも専用バナーを全年代向けと若年層向けに作成した。専用のランディングページも作成した。</p> <p>イ YouTubeを利用した広報 令和4年11月14日から、全年代向けと若年層向けの2種類の15秒動画を作成</p>		

<p>し、広告配信を行った。</p> <p>ウ Twitterを利用した広報</p> <p>靈感商法等対応ダイヤルの開設や、受付時間等に関する情報を複数回配信した。また、画像広告（Twitterカード）を作成して広告配信を行った。</p> <p>エ ホームページでの情報発信</p> <p>令和4年11月14日の「靈感商法等対応ダイヤル」の開設を周知するために、公式ホームページに特設ページを開設し、トップページにスライドバナーを設置した。遷移先の特設ページには、靈感商法等対応ダイヤルの概要や法務省作成のチラシ等を掲載している。令和5年1月からは、法務省作成の相談状況の分析データも毎月掲載している。同年3月21日のワンストップ電話相談会のための特設ページを開設し、各種広告の遷移先として設定し、トップページのスライドバナーも設置した。</p> <p>(2) プレスリリースの実施</p> <p>上記2(2)の14件のうち2件は、靈感商法等対応ダイヤルの開設とワンストップ相談会の実施に関するものである。</p> <p>(3) テレビ広告の実施</p> <p>令和4年12月から令和5年2月にかけて、全国114局において、YouTube広告を利用した周知動画「靈感商法編」を合計2,414回放映した。</p> <p>(4) 新聞広告の掲載</p> <p>令和4年12月から令和5年1月にかけて、全国紙・地方紙合計50紙にそれぞれ2回、受付時間や電話番号等の情報を周知する広告を掲載した。</p> <p>(5) ラジオ広告の実施</p> <p>令和4年12月に、60秒のラジオ広告を2回実施した。また、上記2(5)の番組の合間に、60秒のラジオ広告を合計4回実施した。</p> <p>(6) イベント</p> <p>令和5年3月21日に、「ワンストップ電話相談会」を実施するとともに、これをバナー広告、YouTube広告、Twitter広告及び新聞広告を用いて周知した。</p> <p>(7) その他</p> <p>ア 日本ケーブルテレビ連盟を通じた動画配信</p> <p>上記2(7)イと同様に、令和4年11月に、日本ケーブルテレビ連盟を通じ、加盟社488社に対し、法テラス（公式）YouTubeで公開している動画のうち合計5本（うち1本が靈感商法編）の配信を依頼したところ、合計74ダウンロードが</p>		
--	--	--

なされた（2(7)イと同じ）。

イ 雑誌広告の掲載

令和5年2月から3月にかけて発売されたパズル誌（主な対象者は50代以上）の裏表紙一面に広告を掲載した。

ウ チラシ同梱サービスの利用

令和5年2月から同年3月にかけて、インターネットを利用しない高齢者向けに、通信販売で購入した商品に靈感商法等対応ダイヤルの周知用チラシを同梱するサービスを利用し、約6万4000世帯へ発送した。

5 指標の達成状況

(1) 認知状況等調査について

令和4年度の認知状況等調査は、令和4年11月と令和5年3月に計2回実施した。これは、令和4年12月から令和5年3月にかけて大規模なテレビ広告と新聞広告を実施したため、その効果測定として、再調査を実施したものである。そうしたところ、名称認知度は、51.6%（11月）から57.4%（3月）へ、業務認知度は15.6%（11月）から16.0%（3月）へ、それぞれ上昇した。

(2) ホームページの年間ページビュー数(PV数)について

ホームページの年間ページビュー数(PV数)は、17,449,167PVとなった（前期の年間平均：17,037,247PV）。

日本司法支援センター 年度評価 項目別評定調書（V. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
5-21	報酬・費用の立替・算定基準						
当該項目の重要度、難易度				関連する政策評価・行政事業レビュー			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	<p>第7・4 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>
中期計画	<p>IX・6(3) 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>民事法律扶助業務、国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や扱い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>
年度計画	<p>IX・6(3) 報酬・費用の立替・算定基準</p> <p>国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や扱い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護・国選付添関連業務、被害者国選弁護関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。</p>

主な評価指標	報酬・費用の立替・算定基準検討結果の適切な反映に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				
業務実績	自己評価			
業務実績等報告書（資料編）：なし				
1 民事法律扶助業務の報酬・費用の立替基準についての検討状況 立替基準の問題点について、集積した事例を基に、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、同会と定期的に議論し、検討を進めた。	評定	B	評定	B
2 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況 契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、算定基準について同会と定期的に議論し、検討を進めた。 その結果、訴訟準備費用としての判決書謄本の交付手数料に係る取扱いを整理・変更した。 また、国選弁護関連業務担当副所長会議を開催し、適正な算定基準の在り方について議論を行った。	評定に至った理由		評定に至った理由	
3 被害者国選弁護関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況 契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、算定基準について、同会と定期的に議論し、検討を進めた。	民事法律扶助の報酬・費用の立替基準については、課題を共有した上で、日本弁護士連合会と定期的に協議し、検討を進めた。 国選弁護等関連業務及び被害者国選弁護関連業務の報酬・費用の算定基準については、契約弁護士からの報告・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会と定期的に協議するなどして、検討を進めた結果、国選弁護等関連業務における算定基準の取扱変更につながった。 また、国選弁護関連業務担当副所長会議を開催し、適正な算定基準の在り方について議論を行った。 以上から、所期の目標を達成したものと考える。		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	